投資信託説明書（請求目論見書）

使用開始日 2026.8.26

ＪＡ　ＴＯＰＩＸオープン

追加型投信/国内/株式/インデックス型

本書により行うＪＡ　ＴＯＰＩＸオープンの受益権の募集については、委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を2026年8月25日に関東財務局長に提出しており、2026年8月26日にその効力が発生しております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第１３条の規定に基づく目論見書です。

【発行者名】	農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　八木　正展
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段南一丁目６番５号
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

≪目次≫

頁

第一部　【証券情報】…… 1
第二部　【ファンド情報】…… 3
　第１　【ファンドの状況】…… 3
　第２　【管理及び運営】…… 28
　第３　【ファンドの経理状況】…… 36
　第４　【内国投資信託受益証券事務の概要】…… 83
第三部　【委託会社等の情報】…… 84
　第１　【委託会社等の概況】…… 84

約款

本書は、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。本書を請求された場合には、投資信託説明書（交付目論見書）に加え、本書の内容をご確認のうえで注文いただきますようお願いいたします。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＪＡ ＴＯＰＩＸオープン
（以下「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（振替内国投資信託受益権）

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者（金融商品取引法第２条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（金融商品取引法第２条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額※とします。

※　基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した１口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。
なお、基準価額は、便宜上、１万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社（注）に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

（注）委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれを「販売会社」ということがあります。（以下同じ。）
なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

（５）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65％（税抜1.5％）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

※　上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額が含まれております。

※　「分配金再投資（累積投資）コース」(注)により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。
※　販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。
（注）当ファンドには、「分配金受取（一般）コース」と「分配金再投資（累積投資）コース」があります。
※　「分配金受取（一般）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース（以下「分配金受取コース」といいます。）をいいます。
※　「分配金再投資（累積投資）コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース（以下「分配金再投資コース」といいます。）をいいます。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、１口の整数倍とします。

（７）【申込期間】

2026年８月26日から2027年２月25日までとします。（継続申込期間）
※　上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所（販売会社）については下記の照会先までお問い合わせください。

■照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込代金※を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。
振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、受託者である農中信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。
※　「申込代金」とは、申込金額（取得申込受付日の基準価額×申込口数）に販売会社が個別に定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

上記「（８）申込取扱場所」に同じです。
受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。
株式会社　証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、配当込みＴＯＰＩＸの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

一般社団法人　資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

（当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人　資産運用業協会のホームページ<https://www.imaj.or.jp/>をご覧ください。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国　内	株　式	インデックス型
		債　券	
	海　外	不動産投信	
追加型投信		その他資産（　　）	特殊型
	内　外	資産複合	

追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国　　内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株　　式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株　式	年1回	グローバル	日経225
一般		日本	
大型株	年2回		
中小型株		北米	
債　券	年4回	欧州	TOPIX
一般			
公債		アジア	
社債	年6回（隔月）		
その他債券		オセアニア	
クレジット属性（　）	年12回（毎月）	中南米	
不動産投信			その他（　　）
その他資産（　）	日々	アフリカ	
資産複合（　）		中近東（中東）	
資産配分固定型	その他（　　）		
資産配分変更型		エマージング	

株式（一般）：大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
年　１　回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
日　　本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ＴＯＰＩＸ：目論見書又は投資信託約款において、TOPIX（東証株価指数）に連動する運用成果を目指す旨の記載があること。

＜信託金の限度額＞

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。（信託の目的、金額および追加信託の限度額（約款第２条））

＜ファンドの特色＞

ファンドの目的

✓この投資信託は、配当込みTOPIXの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

ファンドの仕組み

当ファンドは、わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。
当ファンドは、単独で株式市場へ直接投資を行います。

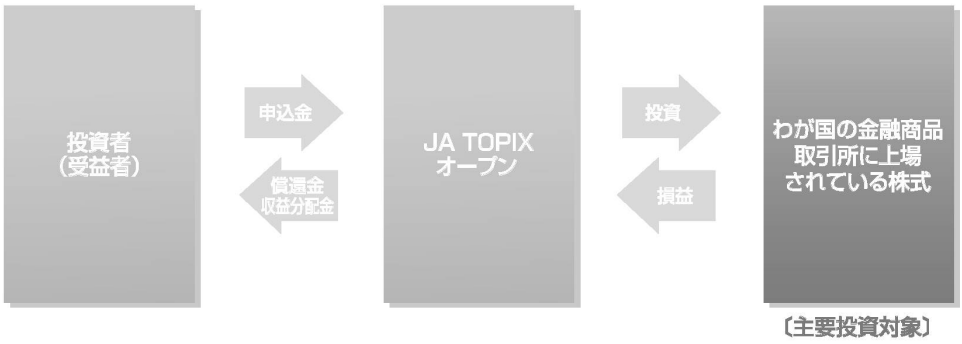

主な投資制限

◉株式への投資割合には、制限を設けません。

◉外貨建資産への投資は、行いません。

分配方針

毎年5月25日（休業日の場合は翌営業日）に利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、分配金額は、利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

1 配当込みTOPIXの動きに連動する投資成果を目指して運用を行うインデックスファンドです。

■ 当ファンドは、配当込みTOPIXが上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、配当込みTOPIXが下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。

たとえば、配当込みTOPIXが10%上昇する場合に基準価額も10%程度上昇し、逆に配当込みTOPIXが10%下落する場合に基準価額も10%程度下落するような運用を行います。

■ 株価指数先物取引を利用することによって取引コストを軽減させつつ、配当込みTOPIXとの連動性をより高める運用を目指します。

■ 当ファンドは、配当込みTOPIX（以下「対象指数」）との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。

- 株式売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響
- 株式等の売買執行価格と取引所終値との乖離による影響
- 株価指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と対象指数との乖離による影響
- 対象指数との構成銘柄が異なることによる影響
- 株式配当金の受取による影響

2 株式の実質組入比率は高位に保ちますので、基準価額は大きく変動することもあります。

■ 当ファンドの基準価額の動きを配当込みTOPIXの動きにできるだけ連動させるため、株式の実質組入比率は高位に保ちますので、基準価額は大きく変動することもあります。

■ 実質組入比率とは、株式（現物）組入比率と株式先物比率を合計したものです。

東証株価指数（TOPIX）

TOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。

※「TOPIX」および「配当込みTOPIX」（以下「各指数」）の指数値および各指数に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など各指数に関するすべての権利・ノウハウおよび各指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、各指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

≪TOPIXの特徴≫

① TOPIXは、年金の国内株式運用等においてもベンチマーク※として数多く採用されています。
※「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

② 実際に流通している株式数を基に算出される浮動株指数です。

なお、新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

1998年６月25日　信託契約締結日、ファンドの設定、運用開始日
2000年11月15日　有価証券届出書の提出
2000年12月１日　継続申込の開始日
2007年１月４日　振替制度へ移行

（３）【ファンドの仕組み】

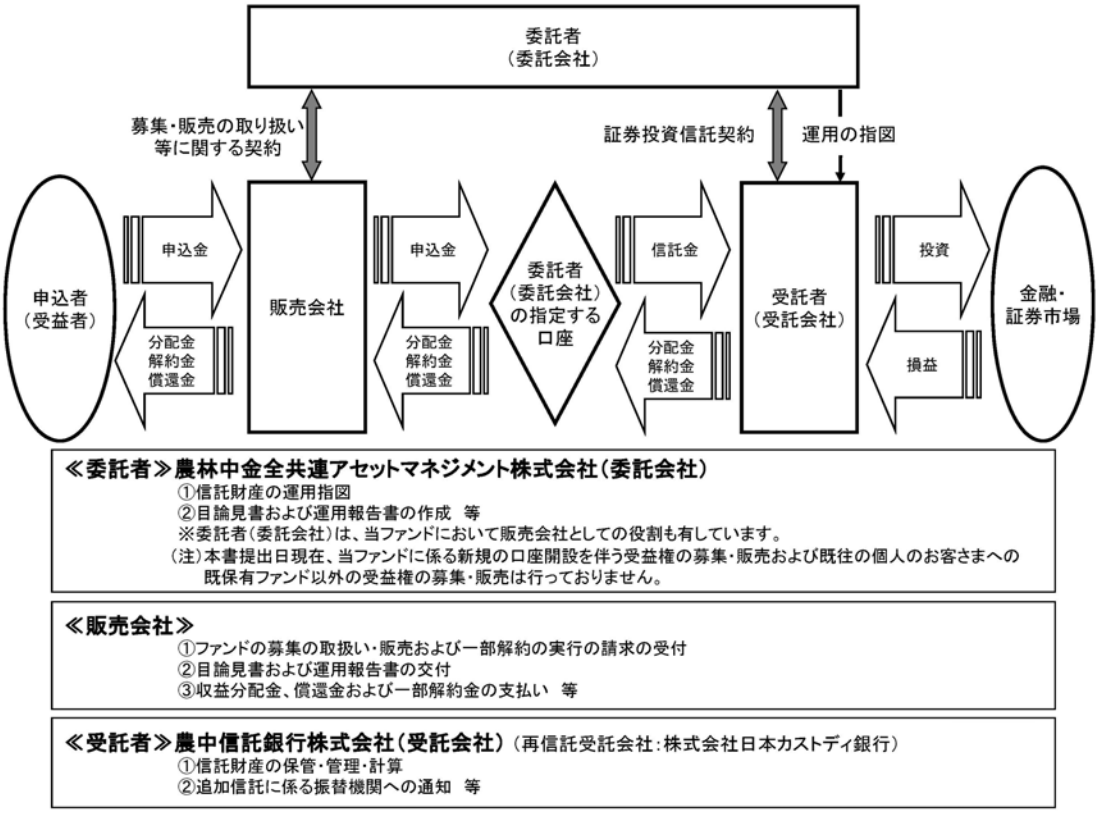

委託者（委託会社）の概況（2026年６月30日現在）

①　資本金の額

1,466百万円

②　沿　　革

1993年９月28日 農中投信株式会社設立
10月８日 証券投資信託委託業の免許取得
10月13日 営業開始
1996年８月20日 投資顧問業務の登録
９月30日 投資一任業務認可取得
10月１日 エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更
2000年10月１日 「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更
2007年９月30日 金融商品取引業の登録

③　大株主の状況

株主名	住所	持株数（株）	持株比率（%）
農林中央金庫	東京都千代田区大手町１丁目２番１号	19,551	66.66
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町２丁目７番９号	9,779	33.34

（注）農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないＡ種優先株式１株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有しないＢ種優先株式１株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫　　66.66％
全国共済農業協同組合連合会　　33.34％

２【投資方針】

（１）【投資方針】

ａ．基本方針（運用の基本方針）※

この投資信託は、配当込みＴＯＰＩＸの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

※　「運用の基本方針」および「約款第○条」とは、信託約款の条項等と対応しております。（以下同じ。）

ｂ．運用方法（運用の基本方針）

①　投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

②　投資態度

（イ）株式への投資にあたっては、原則として配当込みＴＯＰＩＸ（以下「対象指数」といいます。）に採用されている銘柄の中から、300銘柄以上に分散投資を行います。

（ロ）株式の組入比率は、高位を保ちますが、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

（ハ）対象指数に連動する投資成果を目指すため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超える場合があります。

（ニ）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸し付けを行うことができるものとします。この場合の貸付先は、次の第１号から第３号までの条件のうち、いずれかを満たすものとします。

１．ムーディーズの長期格付でＡ３またはスタンダード・アンド・プアーズの長期格付でＡ−以上の格付を取得している場合

２．第１号の条件を満たさない場合で、かつ、当該貸付先の親会社または持株会社が第１号の格付を取得している場合

３．第１号または第２号に準ずると委託者が判断した場合

なお、当該貸付先が上記第１号から第３号までの条件のいずれも満たさなくなった場合（上記第１号に規定された格付会社が貸付先またはその親会社もしくは持株会社について格下げを検討している、または検討する予定である旨を発表し、かつ、格下げが実施された場合に当該格付が上記第１号の条件を満たさなくなることが確実である場合を含みます。）には、当該貸付先に対する新規貸付を中止し、貸付株式がある場合にはこれの返還請求を速やかに行うものとします。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ヘ）国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

（ト）信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

（２）【投資対象】

運用の指図範囲（約款第17条）

①　委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書
２．株主割当により取得する新株予約権証券または新株予約権付社債券
３．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
４．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号（上記３．）の証券の性質を有するもの
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
６．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
７．抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第１号（上記１．）の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項（上記①１．から上記①７．）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

③ 第１項（上記①）の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第１号から第５号（上記②１．から上記②５．）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

１．運用体制

ＪＡ　ＴＯＰＩＸオープンは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。

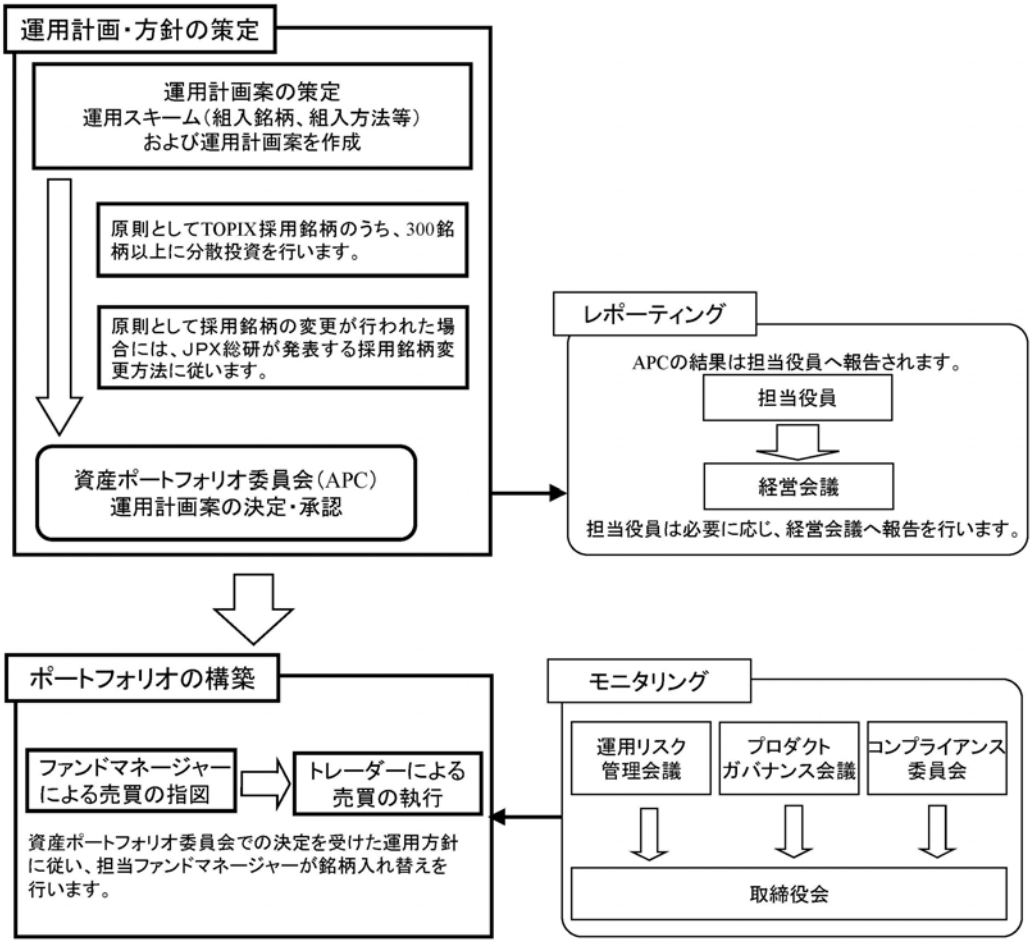

＜資産ポートフォリオ委員会（ＡＰＣ）＞

原則月１回以上開催し、ファンドの運用計画を決定（承認）します。

２．ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	120名程度 （うち　投資判断に携わる者 90名程度）
トレーディング部	15名程度
コンプライアンス部	10名程度
プロダクトガバナンス部	30名程度

３．ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社について、その財務状況、管理体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリング等を実施します。

※　運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

ａ．収益分配方針（運用の基本方針　３．収益分配方針）

毎決算時（原則として毎年５月25日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲
利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
② 分配対象額についての分配方針
利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
③ 留保益の運用方針
留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

ｂ．収益の分配方式（約款第38条）

① 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
１．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ｃ．収益分配金の支払い等

① 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日までに、支払いを開始するものとします。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。
② 「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

ａ．株式への投資制限（運用の基本方針　２．運用方法（３）投資制限）
株式への投資割合には制限を設けません。

ｂ．外貨建資産への投資制限（運用の基本方針　２．運用方法（３）投資制限）
外貨建資産への投資は行いません。

ｃ．投資する株式等の範囲（約款第19条）
委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。

ｄ．信用取引の指図範囲（約款第21条）

① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
② 前項（上記①）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
１．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
２．株式分割により取得する株券
３．有償増資により取得する株券

４．売り出しにより取得する株券

５．信託財産に属する新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

６．信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第５号（上記５.）に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

ｅ．**先物取引等の運用指図・目的・範囲**（運用の基本方針　２．運用方法（３）投資制限、約款第22条）

①　委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

②　委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ｆ．**スワップ取引の運用指図・目的・範囲**（運用の基本方針　２．運用方法（３）投資制限、約款第23条）

①　委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

②　スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第３条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③　スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④　スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤　委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

ｇ．**デリバティブ取引等に係る投資制限**（運用の基本方針　２．運用方法（３）投資制限）

デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

ｈ．**信用リスク集中回避のための投資制限**（運用の基本方針　２．運用方法（３）投資制限）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ｉ．**有価証券の貸し付けの指図および範囲**（約款第24条）

①　委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を、貸付時点において、銘柄毎の貸株残高株数が、信託財産で保有する当該銘柄の総株数（貸株残高株数を

含みます。）の80％を超えない範囲内で貸し付けの指図をすることができます。なお、貸付先は、別に定める運用の基本方針に鑑み、委託者が適格と認めるものに限るものとします。

② 前項（上記①）に定める限度を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに超過株数に相当する貸付株式の返還請求を行うものとします。

③ 委託者は、第１項（上記①）に定める株式の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。この場合の担保は現金または国債証券に限るものとします。なお、委託者は、受け入れた担保が現金の場合は、約款第17条第２項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

ｊ．有価証券売却等の指図（約款第29条）

委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

ｋ．再投資の指図（約款第30条）

委託者は、約款第29条（上記ｊ．）の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

ｌ．資金の借り入れ（約款第31条）

① 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項（上記①）の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

１．一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却などによる受け取りの確定している資金の額の範囲内

２．一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

３．借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％以下

③ 前項（上記②）の借入期間は、有価証券などの売却代金の入金日までに限るものとします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ｍ．デリバティブ取引に係る制限（金融商品取引法第42条の２第７号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

ｎ．同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第９条及び同法施行規則第20条）

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

ｏ．他のファンドへの投資

行いません。

３【投資リスク】

（１）投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、**受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。**

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合は、その企業の株式の価格が大きく下落しあるいは無価値となるため、ファンドに重大な損失が生じることがあります。

② 乖離リスク

当ファンドは、対象指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象指数の動きと乖離が生じます。

イ．株式売買委託手数料、信託報酬等を負担することによる影響
ロ．株式等の売買執行価格と取引所終値との乖離による影響
ハ．株価指数先物取引等を活用した場合、当該先物取引等の価格と対象指数との乖離による影響
ニ．対象指数との構成銘柄が異なることによる影響
ホ．株式配当金の受取による影響

③ 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 有価証券の貸し付けにおけるリスク

有価証券の貸付等において、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になるリスクがあります。この場合、貸し付けた有価証券が返還されず、不測の損失を被る可能性があります。

（２）その他の留意事項

○ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

○ 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

○　対象指数が上昇する場合に基準価額も連動して同程度上昇することを目指していますが、その反面、対象指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度下落することとなります。

（３）投資リスクに対する管理体制

①　フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

②　ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

［運用リスク管理会議］

原則として月１回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

［コンプライアンス委員会］

原則として年４回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

※　投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

〔参考情報〕

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

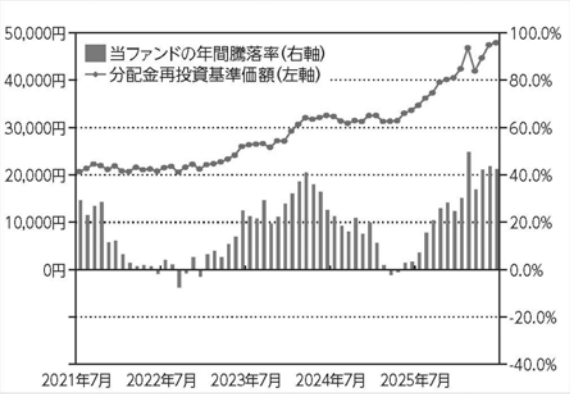

＊2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。

＊当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

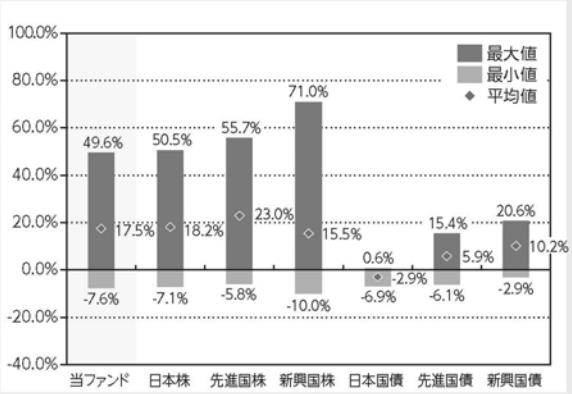

＊2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

＊すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

＊当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＊各資産クラスの指数
日本株…… 配当込みTOPIX
先進国株… MSCIコクサイ・インデックス（税引前配当込み、円ベース）
新興国株… MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
日本国債… NOMURA-BPI国債
先進国債… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●「配当込みTOPIX」の指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
●「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
●「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
●「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65％（税抜1.5％）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）

＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

※　上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※　「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※　販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりませんが、換金（解約）時に、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額※（当該基準価額に0.30％を乗じて得た額）が差し引かれます。

※　「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

①　委託者および受託者の信託報酬（消費税等に相当する金額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、次の１．の額に、２．の額を加算して得た額とします。

１．信託財産の純資産総額に年率0.605％（税抜0.55％）の率を乗じて得た額。

２．信託財産に属する株式の貸し付けにかかる品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に49.5％（税抜45％）以内の率を乗じて得た額。但し、株式の貸し付けにあたって、担保とした現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付先に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数の場合は零とします。）に49.5％（税抜45％）以内の率を乗じて得た額。

なお、本書作成時点において、株式の貸付けは行っておりません。

②　上記①の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり（税抜）とします。

１．上記①１．の配分

(年率)

委託者	販売会社	受託者	合計
0.24％	0.24％	0.07％	0.55％

２．上記①２．の配分

株式の貸付けにかかる収益相当額のうち

委託者	受託者	合計
38％	７％	45％

※　信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。

※　信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社

に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。

※　信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。

（４）【その他の手数料等】

①　信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。

②　信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用※（消費税等に相当する金額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※　監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借入金の利息は信託財産中より支弁します。

④　その他の手数料等については、定期的に見直されるものや運用状況等により変動するものがあるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①　個人の受益者に対する課税

○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金（普通分配金のみ）については、税率20.315％（所得税15.315％※、地方税５％）が適用されます。（原則として確定申告不要です。）

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。

○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益（解約価額、償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。）を控除した差益額）については、税率20.315％（所得税15.315％※、地方税５％）が適用されます。（源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。）

※　2013年１月１日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315％）が含まれます。

○損益通算について

一部解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

②　法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15.315％※、地方税の源泉徴収はありません。）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

※　2013年１月１日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税（0.315％）が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

＜個別元本について＞

①　追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行は2000年４月１日の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、2000年３月31日の平均信託金が当該受益証券に係る個別元本となります。

②　受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③　ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合にはコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。

④　受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞をご参照ください。）

＜収益分配金の課税について＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の払い戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

≪収益分配時の個別元本のイメージ図≫

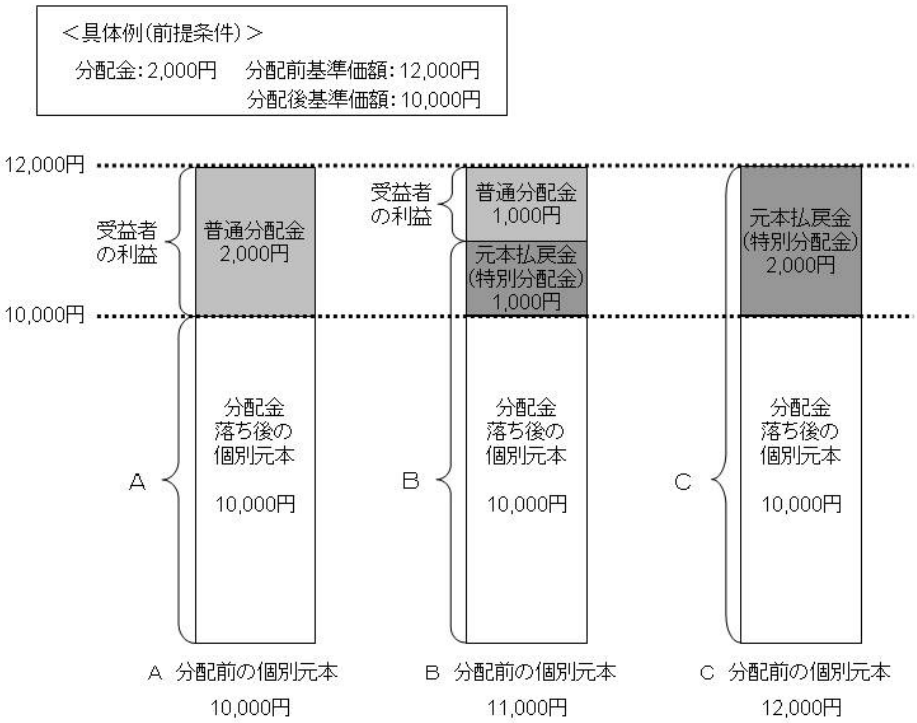

※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

(注意)

○　当ファンドは、一定の要件を満たした場合に適用となる少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」の対象外です。

○　当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）の対象とはなっておりません。

○　販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。

○　法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売会社に確認のうえ処理してください。

○　税制が改正された場合等には、上記の内容（2026年６月30日現在）が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。

○　課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

《参考情報:ファンドの総経費率》

直近の運用報告書作成の対象期間(2025年5月27日～2026年5月25日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①＋②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.60%	0.60%	0.00%

※対象期間中の運用･管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

５【運用状況】

2026年 6月30日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	8,954,398,150	95.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	378,646,884	4.06
合計(純資産総額)		9,333,045,034	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	376,282,000	4.03

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	99,700	3,066.00	305,680,200	3,207.00	319,737,900	3.43
2	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	3,400	52,180.00	177,412,000	77,150.00	262,310,000	2.81
3	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	85,200	3,026.00	257,815,200	2,725.00	232,170,000	2.49
4	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	34,500	6,056.00	208,932,000	6,346.00	218,937,000	2.35
5	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	30,800	7,070.00	217,756,000	5,963.00	183,660,400	1.97
6	日本	株式	日立製作所	電気機器	40,800	5,054.00	206,203,200	4,471.00	182,416,800	1.95
7	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	53,700	3,598.00	193,212,600	3,280.00	176,136,000	1.89
8	日本	株式	村田製作所	電気機器	15,300	7,928.00	121,298,400	11,395.00	174,343,500	1.87
9	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	22,000	7,304.00	160,688,000	7,743.00	170,346,000	1.83
10	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	4,800	27,755.00	133,224,000	32,340.00	155,232,000	1.66
11	日本	株式	三菱商事	卸売業	31,200	5,320.00	165,984,000	4,347.00	135,626,400	1.45
12	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	11,500	9,688.00	111,412,000	11,330.00	130,295,000	1.40
13	日本	株式	キーエンス	電気機器	1,600	78,860.00	126,176,000	81,060.00	129,696,000	1.39
14	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	16,200	7,387.00	119,669,400	7,202.00	116,672,400	1.25
15	日本	株式	三菱重工業	機械	30,300	3,908.00	118,412,400	3,666.00	111,079,800	1.19
16	日本	株式	三井物産	卸売業	24,000	5,465.00	131,160,000	4,497.00	107,928,000	1.16
17	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	57,000	1,951.00	111,207,000	1,854.00	105,678,000	1.13
18	日本	株式	三菱電機	電気機器	17,700	6,560.00	116,112,000	5,876.00	104,005,200	1.11
19	日本	株式	信越化学工業	化学	14,300	7,041.00	100,686,300	7,008.00	100,214,400	1.07
20	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	1,100	75,090.00	82,599,000	82,810.00	91,091,000	0.98
21	日本	株式	キオクシアホールディングス	電気機器	1,000	65,450.00	65,450,000	89,680.00	89,680,000	0.96
22	日本	株式	パナソニック　ホールディングス	電気機器	19,200	3,566.00	68,467,200	4,502.00	86,438,400	0.93
23	日本	株式	フジクラ	非鉄金属	12,600	5,550.00	69,930,000	6,238.00	78,598,800	0.84
24	日本	株式	ＨＯＹＡ	精密機器	3,000	26,300.00	78,900,000	25,950.00	77,850,000	0.83
25	日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	15,700	4,297.00	67,462,900	4,807.00	75,469,900	0.81
26	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	14,300	5,104.00	72,987,200	5,155.00	73,716,500	0.79
27	日本	株式	任天堂	その他製品	10,000	7,070.00	70,700,000	6,815.00	68,150,000	0.73
28	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	22,800	3,066.25	69,910,500	2,927.00	66,735,600	0.72
29	日本	株式	ディスコ	機械	800	69,780.00	55,824,000	81,260.00	65,008,000	0.70
30	日本	株式	ＮＴＴ	情報・通信業	441,600	150.70	66,549,120	145.00	64,032,000	0.69

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	国内	水産・農林業	0.06
		鉱業	0.31
		建設業	2.10
		食料品	2.56
		繊維製品	0.28
		パルプ・紙	0.11
		化学	4.61
		医薬品	3.05
		石油・石炭製品	0.43
		ゴム製品	0.51
		ガラス・土石製品	0.88
		鉄鋼	0.57
		非鉄金属	2.68
		金属製品	0.49
		機械	6.01
		電気機器	22.22
		輸送用機器	4.64
		精密機器	1.76
		その他製品	1.70
		電気・ガス業	1.12
		陸運業	1.72
		海運業	0.46
		空運業	0.25
		倉庫・運輸関連業	0.13
		情報・通信業	5.89
		卸売業	6.59
		小売業	3.73
		銀行業	11.08
		証券、商品先物取引業	0.84
		保険業	3.16
		その他金融業	1.15
		不動産業	1.56
		サービス業	3.28
合計			95.94

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	8	日本円	310,377,760	320,240,000	3.43
	大阪取引所	ミニＴＯＰＩＸ先物	買建	14	日本円	54,892,708	56,042,000	0.60

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第19計算期間末　（2017年 5月25日）	50,137,726,569	50,968,508,574	13,277	13,497
第20計算期間末　（2018年 5月25日）	55,967,910,810	56,872,641,902	14,847	15,087
第21計算期間末　（2019年 5月27日）	48,826,593,668	49,674,378,988	12,958	13,183
第22計算期間末　（2020年 5月25日）	25,888,283,516	26,411,881,588	12,608	12,863
第23計算期間末　（2021年 5月25日）	13,414,686,284	13,630,787,983	16,140	16,400
第24計算期間末　（2022年 5月25日）	13,115,725,429	13,352,400,413	15,794	16,079
第25計算期間末　（2023年 5月25日）	11,406,658,911	11,672,185,396	18,043	18,463
第26計算期間末　（2024年 5月27日）	6,551,270,007	6,670,761,838	23,301	23,726
第27計算期間末　（2025年 5月26日）	6,464,973,725	6,592,087,644	23,141	23,596
第28計算期間末　（2026年 5月25日）	9,193,524,958	9,371,427,840	33,073	33,713
2025年 6月末日	6,716,479,774	—	24,004	—
7月末日	6,910,119,143	—	24,753	—
8月末日	7,199,943,424	—	25,848	—
9月末日	7,400,939,715	—	26,609	—
10月末日	7,838,189,913	—	28,234	—
11月末日	7,930,105,756	—	28,630	—
12月末日	8,007,397,548	—	28,914	—
2026年 1月末日	8,418,026,882	—	30,243	—
2月末日	9,296,962,055	—	33,393	—
3月末日	8,329,455,663	—	29,930	—
4月末日	8,859,253,580	—	31,881	—
5月末日	9,250,223,293	—	33,196	—
6月末日	9,333,045,034	—	33,536	—

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第19計算期間末	2016年 5月26日～2017年 5月25日	220
第20計算期間末	2017年 5月26日～2018年 5月25日	240
第21計算期間末	2018年 5月26日～2019年 5月27日	225
第22計算期間末	2019年 5月28日～2020年 5月25日	255
第23計算期間末	2020年 5月26日～2021年 5月25日	260
第24計算期間末	2021年 5月26日～2022年 5月25日	285
第25計算期間末	2022年 5月26日～2023年 5月25日	420
第26計算期間末	2023年 5月26日～2024年 5月27日	425
第27計算期間末	2024年 5月28日～2025年 5月26日	455
第28計算期間末	2025年 5月27日～2026年 5月25日	640

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第19計算期間末	2016年 5月26日～2017年 5月25日	19.4
第20計算期間末	2017年 5月26日～2018年 5月25日	13.6
第21計算期間末	2018年 5月26日～2019年 5月27日	△11.2
第22計算期間末	2019年 5月28日～2020年 5月25日	△0.7
第23計算期間末	2020年 5月26日～2021年 5月25日	30.1
第24計算期間末	2021年 5月26日～2022年 5月25日	△0.4
第25計算期間末	2022年 5月26日～2023年 5月25日	16.9
第26計算期間末	2023年 5月26日～2024年 5月27日	31.5
第27計算期間末	2024年 5月28日～2025年 5月26日	1.3
第28計算期間末	2025年 5月27日～2026年 5月25日	45.7

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第19計算期間末	2016年 5月26日～2017年 5月25日	241,411,601	628,422,335	37,762,818,427
第20計算期間末	2017年 5月26日～2018年 5月25日	76,189,242	141,878,815	37,697,128,854
第21計算期間末	2018年 5月26日～2019年 5月27日	68,244,246	86,025,528	37,679,347,572
第22計算期間末	2019年 5月28日～2020年 5月25日	33,954,377	17,180,044,211	20,533,257,738
第23計算期間末	2020年 5月26日～2021年 5月25日	28,920,340	12,250,574,240	8,311,603,838
第24計算期間末	2021年 5月26日～2022年 5月25日	39,876,683	47,095,103	8,304,385,418
第25計算期間末	2022年 5月26日～2023年 5月25日	52,464,263	2,034,790,502	6,322,059,179
第26計算期間末	2023年 5月26日～2024年 5月27日	25,755,982	3,536,242,662	2,811,572,499
第27計算期間末	2024年 5月28日～2025年 5月26日	17,940,060	35,800,052	2,793,712,507
第28計算期間末	2025年 5月27日～2026年 5月25日	29,910,545	43,890,508	2,779,732,544

＜参考情報＞

交付目論見書の運用実績（2026年６月末現在）

2026年6月末現在

基準価額・純資産の推移

• 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

分配の推移

決算期／年月日		分配金
24期	2022年5月25日	285円
25期	2023年5月25日	420円
26期	2024年5月27日	425円
27期	2025年5月26日	455円
28期	2026年5月25日	640円
設定来累計		5,090円

• 分配金のデータは、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

《組入上位銘柄》

	銘柄名	業種	組入比率(%)
1	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.4
2	東京エレクトロン	電気機器	2.8
3	トヨタ自動車	輸送用機器	2.5
4	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.3
5	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.0
6	日立製作所	電気機器	2.0
7	ソニーグループ	電気機器	1.9
8	村田製作所	電気機器	1.9
9	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.8
10	アドバンテスト	電気機器	1.7

《組入上位業種》

	業種	組入比率(%)
1	電気機器	22.2
2	銀行業	11.1
3	卸売業	6.6
4	機械	6.0
5	情報・通信業	5.9
6	輸送用機器	4.6
7	化学	4.6
8	小売業	3.7
9	サービス業	3.3
10	保険業	3.2

• 組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

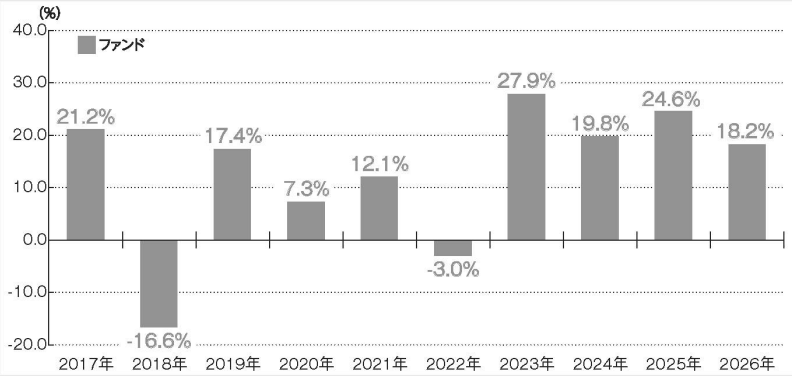

• ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。

• 2026年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。

※　継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（２）取得申込

（イ）原則として、購入の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

なお、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

（ロ）当ファンドの取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。

（ハ）「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「累積投資規定」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）に従った分配金再投資に関する契約（「累積投資契約」）を締結します。

（ニ）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（３）申込単位

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、１口の整数倍とします。

（４）申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65％（税抜1.5％）となっております。

詳しくは、委託者（下記参照）または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

※　上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。

※　「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。

※　販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

（５）申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口
＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで）
＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

２【換金（解約）手続等】

（１）一部解約申込

（イ）受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

（ロ）原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。※

一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

※　信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。

なお、委託者は取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

（ハ）一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、下記（２）に準じて計算された価額とします。

（ニ）換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

（２）解約価額

解約価額※１は、一部解約実行の請求日の基準価額から、信託財産留保額※２（当該基準価額に0.30％を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

※１　解約価額＝基準価額－信託財産留保額＝基準価額－（基準価額×0.30％）

※２　「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 ＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで） ＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

（３）一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

ａ．基準価額の計算方法（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法（約款第６条））

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上、１万口当りに換算した価額で表示することがあります。

ｂ．主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
株式	原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
市場デリバティブ・外国市場デリバティブ取引	原則として時価により評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。

ｃ．基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者（下記参照）または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。（ファンド名の表示は「ＴＯＰＸ」です。）

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 ＜フリーダイヤル＞0120-439-244（営業日の午前９時から午後５時まで） ＜ホームページアドレス＞https://www.ja-asset.co.jp/

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間（約款第３条）

この信託の期間は、無期限（信託契約締結日から約款第43条第７項、第44条第１項、第45条第１項、第46条第１項および第48条第２項の規定による信託終了の日まで）とします。

（４）【計算期間】

信託の計算期間（約款第34条）

ａ．この信託の計算期間は、毎年５月26日から翌年５月25日までとします。ただし、第１計算期間は、1998年６月25日から1999年５月25日までとします。

ｂ．上記ａ．の規定にかかわらず、上記ａ．の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第３条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ａ．信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

（イ）一部解約（約款第43条第７項から第12項）

① 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が５億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、上記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記①の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約の解約（約款第44条）

① 委託者は、約款第３条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、上記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記①の信託契約の解約をしません。

⑤　委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥　上記③から上記⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ハ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第45条第１項）

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（ニ）委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い（約款第46条）

①　委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　上記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第49条第４項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（ホ）受託者の辞任および解任に伴う取り扱い（約款第48条）

①　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ｂ．約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

（イ）信託契約に関する監督官庁の命令（約款第45条第２項）

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第49条の規定にしたがいます。

（ロ）信託約款の変更（約款第49条）

①　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、上記①の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③　上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④　上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記①の信託約款の変更をしません。

⑤　委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｃ．その他の契約の変更

＜募集・販売の取扱い等に関する契約＞

委託者と販売会社（取次登録金融機関は除きます。）との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、１年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

ｄ．運用報告書等

＜運用報告書＞

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

＜有価証券報告書および半期報告書＞

委託者は、金融商品取引法第24条第１項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の５第１項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

＜臨時報告書＞

委託者は、金融商品取引法第24条の５第４項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務局に提出します。

ｅ．委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い（約款第47条）

① 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

ｆ．公告（約款第51条）

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ｇ．信託約款に関する疑義の取り扱い（約款第52条）

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

ｈ．信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

４【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

（イ）収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

① 収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して５営業日）までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、2007年１月４日以降においても、約款第42条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 収益分配金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。

③ 上記①の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社（委託者は除きます。）に交付されます。この場合、販売会社（委託者は除きます。）は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第８条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 委託者は上記①の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、約款第８条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

⑤ 上記③、④に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（ロ）償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

① 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日）までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

② 償還金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。

③ 受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（ハ）買戻し（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。（注）

（注）取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

① 一部解約金は、約款第43条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

② 一部解約金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。

（ニ）反対者の買取請求権（約款第49条の２）

① 約款第43条もしくは約款第44条に規定する信託契約の解約または約款第49条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第43条第９項、約款第44条第３項または約款第49条第３項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属

する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

② 上記①の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

（ホ）投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権（投資信託及び投資法人に関する法律第15条第２項）

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

※ 受託者は、収益分配金および償還金については約款第41条第１項および第４項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第41条第５項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責（約款第40条））

第３【ファンドの経理状況】

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期計算期間（2025年 5月27日から2026年 5月25日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026年8月7日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　　直　毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　　孝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＡ　ＴＯＰＩＸオープンの2025年5月27日から2026年5月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＡ　ＴＯＰＩＸオープンの2026年5月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

１【財務諸表】

ＪＡ　ＴＯＰＩＸオープン

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第27期 2025年 5月26日現在	第28期 2026年 5月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	250,226,750	407,908,508
株式	6,268,852,330	8,870,031,000
派生商品評価勘定	5,619,032	24,460,968
未収入金	5,710,270	12,681,170
未収配当金	70,854,271	86,488,274
未収利息	3,191	8,127
差入委託証拠金	19,480,008	29,681,052
流動資産合計	6,620,745,852	9,431,259,099
資産合計	6,620,745,852	9,431,259,099
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	120,550	－
前受金	9,100,000	30,989,650
未払金	9,294	－
未払収益分配金	127,113,919	177,902,882
未払解約金	－	2,939,987
未払受託者報酬	2,445,802	3,263,641
未払委託者報酬	16,771,156	22,379,215
その他未払費用	211,406	258,766
流動負債合計	155,772,127	237,734,141
負債合計	155,772,127	237,734,141
純資産の部		
元本等		
元本	2,793,712,507	2,779,732,544
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,671,261,218	6,413,792,414
（分配準備積立金）	3,688,456,710	6,341,064,554
元本等合計	6,464,973,725	9,193,524,958
純資産合計	6,464,973,725	9,193,524,958
負債純資産合計	6,620,745,852	9,431,259,099

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第27期 自　2024年 5月28日 至　2025年 5月26日	第28期 自　2025年 5月27日 至　2026年 5月25日
営業収益		
受取配当金	156,661,725	177,926,286
受取利息	558,682	1,516,955
有価証券売買等損益	△38,587,225	2,697,401,474
派生商品取引等損益	1,963,378	111,250,870
その他収益	18,878	10,375
営業収益合計	120,615,438	2,988,105,960
営業費用		
受託者報酬	4,935,612	6,040,600
委託者報酬	33,844,075	41,421,177
その他費用	211,406	258,766
営業費用合計	38,991,093	47,720,543
営業利益又は営業損失（△）	81,624,345	2,940,385,417
経常利益又は経常損失（△）	81,624,345	2,940,385,417
当期純利益又は当期純損失（△）	81,624,345	2,940,385,417
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,933,380	18,685,145
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,739,697,508	3,671,261,218
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,489,446	56,190,753
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,489,446	56,190,753
剰余金減少額又は欠損金増加額	47,369,542	57,456,947
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	47,369,542	57,456,947
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	127,113,919	177,902,882
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,671,261,218	6,413,792,414

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
３.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
４.その他	前計算期間末に該当する日が休業日のため、当計算期間は2025年 5月27日から2026年 5月25日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		第27期 2025年 5月26日現在	第28期 2026年 5月25日現在
１.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	2,811,572,499円	2,793,712,507円
	期中追加設定元本額	17,940,060円	29,910,545円
	期中一部解約元本額	35,800,052円	43,890,508円
２.	計算期間の末日における受益権の総数	2,793,712,507口	2,779,732,544口
３.	一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	2.3141円 (23,141円)	3.3073円 (33,073円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第27期 自 2024年 5月28日 至 2025年 5月26日	第28期 自 2025年 5月27日 至 2026年 5月25日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（117,856,083円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（658,531,061円）及び分配準備積立金（3,697,714,546円）より、分配対象収益は4,474,101,690円（一万口当たり16,014.90円）であり、うち127,113,919円（一万口当たり455円）を分配いたしました。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（175,818,245円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（2,712,120,203円）、信託約款に規定される収益調整金（695,127,845円）及び分配準備積立金（3,631,028,988円）より、分配対象収益は7,214,095,281円（一万口当たり25,952.46円）であり、うち177,902,882円（一万口当たり640円）を分配いたしました。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第27期 自 2024年 5月28日 至 2025年 5月26日	第28期 自 2025年 5月27日 至 2026年 5月25日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券は、全て売買目的で保有しており、デリバティブ取引は、ヘッジ目的以外にも利用する場合があります。また、これらの詳細は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）有価証券の評価基準及び評価方法、デリバティブ等の評価基準及び評価方法」に記載しております。 当該金融商品は、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、価格変動リスク等に晒されています。	同左
３．金融商品に係るリスクの管理体制	フロント部門では、ポジションリスク管理及びパフォーマンス管理を行っています。また、決定された運用計画に基づいた運用（あるいはポジション組成）となっているか管理を行っております。 ミドル部門は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行ないフロント部門を牽制しております。法令等のルールや組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会を開催してこれらの遵守状況を検証しております。また、各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証しております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第27期 2025年 5月26日現在	第28期 2026年 5月25日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 先物取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
３．金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

第27期(自 2024年 5月28日 至 2025年 5月26日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	△31,860,799
合計	△31,860,799

第28期(自 2025年 5月27日 至 2026年 5月25日)

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,666,608,670
合計	2,666,608,670

（デリバティブ取引等に関する注記）
取引の時価等に関する事項
（株式関連）

第27期（2025年 5月26日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	184,664,000	－	190,164,000	5,500,000
合計		184,664,000	－	190,164,000	5,500,000

第28期（2026年 5月25日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	294,798,750	－	319,261,500	24,462,750
合計		294,798,750	－	319,261,500	24,462,750

（注）時価の算定方法

1. 先物取引の時価評価については、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段、又は最終相場に基づいて評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額は含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
①株式

（単位：円）

銘　柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	100	4,330.00	433,000	
ニッスイ	2,300	1,331.50	3,062,450	
Ｕｍｉｏｓ	900	1,263.00	1,136,700	
サカタのタネ	200	4,185.00	837,000	
ホクト	100	1,835.00	183,500	
日鉄鉱業	500	2,448.00	1,224,000	
ＩＮＰＥＸ	7,600	3,658.00	27,800,800	
石油資源開発	1,500	1,840.00	2,760,000	
Ｋ＆Ｏエナジーグループ	100	4,355.00	435,500	
ショーボンドホールディングス	1,600	1,267.00	2,027,200	
ミライト・ワン	700	3,883.00	2,718,100	
タマホーム	200	3,625.00	725,000	
安藤・間	1,300	1,748.50	2,273,050	
東急建設	700	1,197.00	837,900	
コムシスホールディングス	700	5,298.00	3,708,600	
高松コンストラクショングループ	200	3,540.00	708,000	
東建コーポレーション	100	12,980.00	1,298,000	
オリエンタル白石	500	326.00	163,000	
大成建設	1,200	14,195.00	17,034,000	
大林組	5,000	3,306.00	16,530,000	
清水建設	4,300	2,656.50	11,422,950	
長谷工コーポレーション	1,400	2,676.50	3,747,100	
鹿島建設	3,500	5,656.00	19,796,000	
不動テトラ	100	2,799.00	279,900	
鉄建建設	100	4,620.00	462,000	
西松建設	400	5,479.00	2,191,600	
大豊建設	500	746.00	373,000	
奥村組	300	5,570.00	1,671,000	
東鉄工業	300	4,350.00	1,305,000	
淺沼組	1,000	803.00	803,000	

戸田建設	2,200	1,454.00	3,198,800	
熊谷組	1,200	1,444.00	1,732,800	
ピーエス・コンストラクション	200	2,104.00	420,800	
日本ハウスホールディングス	400	294.00	117,600	
新日本建設	300	2,304.00	691,200	
東亜道路工業	500	1,520.00	760,000	
東亜建設工業	800	2,460.00	1,968,000	
若築建設	100	3,435.00	343,500	
五洋建設	2,300	1,784.50	4,104,350	
世紀東急工業	300	1,412.00	423,600	
福田組	100	7,680.00	768,000	
住友林業	4,200	1,285.50	5,399,100	
大和ハウス工業	4,400	4,431.00	19,496,400	
積水ハウス	4,800	3,344.00	16,051,200	
日特建設	200	1,109.00	221,800	
四電工	300	1,938.00	581,400	
関電工	800	6,442.00	5,153,600	
きんでん	1,100	7,197.00	7,916,700	
東京エネシス	300	2,462.00	738,600	
トーエネック	500	2,228.00	1,114,000	
日本電設工業	400	4,290.00	1,716,000	
エクシオグループ	1,600	2,754.00	4,406,400	
新日本空調	400	3,300.00	1,320,000	
クラフティア	300	9,082.00	2,724,600	
三機工業	1,200	2,232.00	2,678,400	
日揮ホールディングス	1,600	2,863.00	4,580,800	
中外炉工業	100	4,235.00	423,500	
太平電業	600	2,801.00	1,680,600	
高砂熱学工業	800	4,265.00	3,412,000	
朝日工業社	200	4,015.00	803,000	
大氣社	400	4,445.00	1,778,000	
日比谷総合設備	400	3,055.00	1,222,000	
飛島ホールディングス	100	1,943.00	194,300	
フィル・カンパニー	400	709.00	283,600	
インフロニア・ホールディングス	1,700	2,352.00	3,998,400	
レイズネクスト	300	2,377.00	713,100	

ニップン	500	2,694.00	1,347,000	
日清製粉グループ本社	1,500	1,956.00	2,934,000	
昭和産業	200	3,145.00	629,000	
中部飼料	200	1,739.00	347,800	
フィード・ワン	100	1,186.00	118,600	
日本甜菜製糖	100	4,320.00	432,000	
ＤＭ三井製糖	200	3,285.00	657,000	
森永製菓	700	2,503.00	1,752,100	
中村屋	100	3,055.00	305,500	
江崎グリコ	500	5,409.00	2,704,500	
ｍｅｉｔｏ	100	3,010.00	301,000	
井村屋グループ	100	2,227.00	222,700	
不二家	100	2,317.00	231,700	
山崎製パン	1,100	3,133.00	3,446,300	
モロゾフ	300	1,490.00	447,000	
寿スピリッツ	800	2,039.00	1,631,200	
カルビー	700	2,902.50	2,031,750	
森永乳業	600	4,627.00	2,776,200	
六甲バター	200	1,082.00	216,400	
ヤクルト本社	2,000	2,773.50	5,547,000	
明治ホールディングス	2,200	3,646.00	8,021,200	
雪印メグミルク	400	3,305.00	1,322,000	
プリマハム	300	2,409.00	722,700	
日本ハム	600	6,012.00	3,607,200	
丸大食品	200	2,214.00	442,800	
Ｓ　Ｆｏｏｄｓ	100	2,749.00	274,900	
サッポロホールディングス	2,500	1,650.00	4,125,000	
アサヒグループホールディングス	11,900	1,498.00	17,826,200	
キリンホールディングス	5,900	2,708.50	15,980,150	
シマダヤ	100	1,629.00	162,900	
宝ホールディングス	1,200	2,049.50	2,459,400	
オエノンホールディングス	500	486.00	243,000	
コカ・コーラ　ボトラーズジャパンホールディングス	1,100	3,482.00	3,830,200	
サントリービバレッジ&フード	1,100	4,187.00	4,605,700	
ダイドーグループホールディングス	200	2,518.00	503,600	

伊藤園	500	2,909.50	1,454,750	
キーコーヒー	200	1,927.00	385,400	
日清オイリオグループ	600	1,730.00	1,038,000	
不二製油	400	3,496.00	1,398,400	
Ｊ－オイルミルズ	200	1,966.00	393,200	
キッコーマン	5,300	1,386.00	7,345,800	
味の素	7,600	5,475.00	41,610,000	
キユーピー	900	4,220.00	3,798,000	
ハウス食品グループ本社	500	3,501.00	1,750,500	
カゴメ	800	2,572.00	2,057,600	
アリアケジャパン	200	5,340.00	1,068,000	
ニチレイ	1,200	1,807.00	2,168,400	
東洋水産	700	11,040.00	7,728,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	500	667.00	333,500	
日清食品ホールディングス	1,800	2,615.50	4,707,900	
フジッコ	200	1,471.00	294,200	
ロック・フィールド	200	1,262.00	252,400	
日本たばこ産業	9,600	6,097.00	58,531,200	
ケンコーマヨネーズ	100	1,916.00	191,600	
なとり	200	1,886.00	377,200	
片倉工業	200	2,650.00	530,000	
グンゼ	200	3,660.00	732,000	
富士紡ホールディングス	300	4,335.00	1,300,500	
倉敷紡績	100	11,030.00	1,103,000	
シキボウ	100	1,005.00	100,500	
日本毛織	500	1,938.00	969,000	
帝国繊維	100	3,055.00	305,500	
帝人	1,500	1,630.00	2,445,000	
東レ	10,800	1,135.50	12,263,400	
セーレン	400	3,265.00	1,306,000	
小松マテーレ	300	706.00	211,800	
ワコールホールディングス	300	4,593.00	1,377,900	
ＴＳＩホールディングス	500	1,177.00	588,500	
ワールド	400	1,493.00	597,200	
三陽商会	100	3,690.00	369,000	
オンワードホールディングス	1,000	750.00	750,000	

ゴールドウイン	900	2,118.00	1,906,200	
特種東海製紙	300	1,754.00	526,200	
王子ホールディングス	6,100	775.80	4,732,380	
日本製紙	800	1,360.00	1,088,000	
北越コーポレーション	800	879.00	703,200	
大王製紙	700	920.00	644,000	
レンゴー	1,400	1,387.00	1,941,800	
ザ・パック	600	1,344.00	806,400	
北の達人コーポレーション	900	124.00	111,600	
東洋紡	200	1,671.00	334,200	
クラレ	2,100	1,619.00	3,399,900	
旭化成	10,600	1,770.00	18,762,000	
レゾナック・ホールディングス	1,600	19,450.00	31,120,000	
住友化学	12,900	603.00	7,778,700	
住友精化	500	1,302.00	651,000	
日産化学	800	7,296.00	5,836,800	
クレハ	400	3,875.00	1,550,000	
テイカ	200	2,093.00	418,600	
石原産業	300	2,795.00	838,500	
日本曹達	400	3,580.00	1,432,000	
東ソー	2,200	2,636.50	5,800,300	
トクヤマ	500	4,696.00	2,348,000	
セントラル硝子	200	3,835.00	767,000	
東亜合成	800	1,730.50	1,384,400	
大阪ソーダ	500	1,877.00	938,500	
関東電化工業	400	3,305.00	1,322,000	
デンカ	500	3,909.00	1,954,500	
信越化学工業	14,300	7,041.00	100,686,300	
日本カーバイド工業	100	3,180.00	318,000	
堺化学工業	200	4,080.00	816,000	
第一稀元素化学工業	200	2,025.00	405,000	
日本酸素ホールディングス	1,800	6,289.00	11,320,200	
日本化学工業	200	4,605.00	921,000	
日本パーカライジング	500	1,501.00	750,500	
ステラ　ケミファ	100	7,470.00	747,000	
保土谷化学工業	200	2,166.00	433,200	

日本触媒	1,200	2,018.50	2,422,200	
大日精化工業	800	1,057.00	845,600	
カネカ	400	5,355.00	2,142,000	
三菱瓦斯化学	1,200	5,243.00	6,291,600	
三井化学	2,800	2,171.50	6,080,200	
東京応化工業	800	11,620.00	9,296,000	
大阪有機化学工業	200	5,440.00	1,088,000	
三菱ケミカルグループ	11,200	1,089.50	12,202,400	
ＫＨネオケム	300	2,738.00	821,400	
ダイセル	1,800	1,312.50	2,362,500	
住友ベークライト	500	6,795.00	3,397,500	
積水化学工業	3,200	2,315.00	7,408,000	
日本ゼオン	1,200	2,143.50	2,572,200	
アイカ工業	500	3,426.00	1,713,000	
ＵＢＥ	800	2,970.00	2,376,000	
積水樹脂	300	2,149.00	644,700	
旭有機材	100	6,500.00	650,000	
ニチバン	100	1,866.00	186,600	
リケンテクノス	200	1,563.00	312,600	
大倉工業	100	4,775.00	477,500	
群栄化学工業	100	4,270.00	427,000	
ダイキョーニシカワ	300	1,054.00	316,200	
日本化薬	1,300	2,145.50	2,789,150	
カーリット	200	2,362.00	472,400	
扶桑化学工業	600	4,550.00	2,730,000	
トリケミカル研究所	300	3,765.00	1,129,500	
ＡＤＥＫＡ	500	4,238.00	2,119,000	
日油	1,900	2,898.00	5,506,200	
ハリマ化成グループ	200	997.00	199,400	
花王	3,800	6,000.00	22,800,000	
第一工業製薬	100	9,770.00	977,000	
三洋化成工業	100	5,170.00	517,000	
大日本塗料	200	1,269.00	253,800	
日本ペイントホールディングス	8,500	1,052.00	8,942,000	
関西ペイント	1,400	2,368.50	3,315,900	

中国塗料	400	3,370.00	1,348,000	
藤倉化成	100	986.00	98,600	
太陽ホールディングス	800	4,890.00	3,912,000	
ＤＩＣ	500	4,859.00	2,429,500	
サカタインクス	400	2,288.00	915,200	
富士フイルムホールディングス	9,700	3,194.00	30,981,800	
資生堂	3,100	2,647.00	8,205,700	
ライオン	1,800	1,598.50	2,877,300	
高砂香料工業	1,000	1,118.00	1,118,000	
ミルボン	300	2,610.00	783,000	
コーセーホールディングス	400	5,247.00	2,098,800	
ポーラ・オルビスホールディングス	700	1,246.00	872,200	
ノエビアホールディングス	200	4,325.00	865,000	
エステー	200	1,458.00	291,600	
コニシ	400	1,394.00	557,600	
長谷川香料	400	3,100.00	1,240,000	
小林製薬	400	5,833.00	2,333,200	
荒川化学工業	200	1,386.00	277,200	
メック	200	11,150.00	2,230,000	
日本高純度化学	100	5,490.00	549,000	
ＪＣＵ	200	7,250.00	1,450,000	
デクセリアルズ	1,400	4,365.00	6,111,000	
アース製薬	200	4,635.00	927,000	
大成ラミックグループ	100	2,216.00	221,600	
クミアイ化学工業	600	754.00	452,400	
日本農薬	400	978.00	391,200	
アキレス	200	1,218.00	243,600	
有沢製作所	300	2,300.00	690,000	
日東電工	4,900	3,175.00	15,557,500	
レック	300	909.00	272,700	
ＺＡＣＲＯＳ	800	1,259.00	1,007,200	
前澤化成工業	200	1,806.00	361,200	
エフピコ	300	2,312.00	693,600	
信越ポリマー	400	2,254.00	901,600	
ニフコ	600	4,236.00	2,541,600	
バルカー	200	7,860.00	1,572,000	

ユニ・チャーム	10,200	920.70	9,391,140	
協和キリン	2,000	2,388.00	4,776,000	
武田薬品工業	14,300	5,104.00	72,987,200	
アステラス製薬	14,100	2,267.50	31,971,750	
住友ファーマ	1,400	1,603.00	2,244,200	
塩野義製薬	5,800	3,029.00	17,568,200	
日本新薬	500	4,211.00	2,105,500	
中外製薬	5,000	8,117.00	40,585,000	
科研製薬	300	4,085.00	1,225,500	
エーザイ	2,100	4,143.00	8,700,300	
ロート製薬	1,700	2,502.50	4,254,250	
小野薬品工業	3,400	2,438.00	8,289,200	
持田製薬	200	3,540.00	708,000	
参天製薬	2,900	1,925.00	5,582,500	
扶桑薬品工業	100	2,041.00	204,100	
ツムラ	500	3,752.00	1,876,000	
キッセイ薬品工業	300	4,025.00	1,207,500	
生化学工業	300	792.00	237,600	
栄研化学	400	2,956.00	1,182,400	
ＪＣＲファーマ	500	494.00	247,000	
東和薬品	300	3,935.00	1,180,500	
ネクセラファーマ	800	1,114.00	891,200	
第一三共	14,800	2,700.50	39,967,400	
杏林製薬	400	1,301.00	520,400	
大幸薬品	500	258.00	129,000	
ダイト	400	1,216.00	486,400	
大塚ホールディングス	3,600	11,525.00	41,490,000	
ペプチドリーム	800	1,201.50	961,200	
あすか製薬ホールディングス	200	2,995.00	599,000	
サワイグループホールディングス	800	1,788.50	1,430,800	
日本コークス工業	2,200	99.00	217,800	
ニチレキグループ	200	1,975.00	395,000	
ユシロ	100	3,305.00	330,500	
出光興産	7,000	1,313.00	9,191,000	
ＥＮＥＯＳホールディングス	22,700	1,289.50	29,271,650	

コスモエネルギーホールディングス	1,000	3,680.00	3,680,000	
横浜ゴム	900	7,030.00	6,327,000	
ＴＯＹＯ　ＴＩＲＥ	1,000	3,737.00	3,737,000	
ブリヂストン	8,800	3,349.00	29,471,200	
住友ゴム工業	1,700	2,046.50	3,479,050	
藤倉コンポジット	200	2,418.00	483,600	
オカモト	100	5,690.00	569,000	
ニッタ	200	5,650.00	1,130,000	
三ツ星ベルト	200	3,885.00	777,000	
バンドー化学	300	2,209.00	662,700	
日東紡績	200	27,560.00	5,512,000	
ＡＧＣ	1,600	6,657.00	10,651,200	
日本電気硝子	500	6,820.00	3,410,000	
オハラ	100	1,530.00	153,000	
住友大阪セメント	300	5,221.00	1,566,300	
太平洋セメント	1,000	4,140.00	4,140,000	
日本ヒューム	400	1,071.00	428,400	
日本コンクリート工業	1,000	325.00	325,000	
アジアパイルホールディングス	500	1,654.00	827,000	
東海カーボン	1,500	1,636.50	2,454,750	
日本カーボン	100	4,700.00	470,000	
東洋炭素	100	7,830.00	783,000	
ＴＯＴＯ	1,000	7,057.00	7,057,000	
ＮＧＫ	1,800	6,210.00	11,178,000	
日本特殊陶業	1,300	9,809.00	12,751,700	
ＭＡＲＵＷＡ	100	78,570.00	7,857,000	
品川リフラ	300	1,916.00	574,800	
ヨータイ	200	1,696.00	339,200	
フジミインコーポレーテッド	500	3,745.00	1,872,500	
ニチアス	1,200	3,519.00	4,222,800	
ニチハ	300	2,935.00	880,500	
日本製鉄	45,100	556.20	25,084,620	
神戸製鋼所	3,400	1,960.50	6,665,700	
合同製鐵	100	2,658.00	265,800	
ＪＦＥホールディングス	5,300	1,630.00	8,639,000	
東京製鐵	500	1,708.00	854,000	

共英製鋼	200	1,848.00	369,600	
大和工業	300	11,465.00	3,439,500	
東京鐵鋼	300	1,822.00	546,600	
大阪製鐵	100	2,508.00	250,800	
丸一鋼管	1,500	1,818.00	2,727,000	
モリ工業	500	934.00	467,000	
大同特殊鋼	1,100	1,937.00	2,130,700	
日本冶金工業	100	4,460.00	446,000	
大平洋金属	200	2,220.00	444,000	
新日本電工	900	510.00	459,000	
三菱製鋼	300	2,135.00	640,500	
日本精線	500	1,425.00	712,500	
ＪＸ金属	6,100	4,261.00	25,992,100	
大紀アルミニウム工業所	300	1,967.00	590,100	
日本軽金属ホールディングス	500	3,245.00	1,622,500	
三井金属	400	53,330.00	21,332,000	
三菱マテリアル	1,200	5,255.00	6,306,000	
住友金属鉱山	2,200	9,800.00	21,560,000	
ＤＯＷＡホールディングス	400	10,935.00	4,374,000	
古河機械金属	300	4,105.00	1,231,500	
大阪チタニウムテクノロジーズ	300	2,450.00	735,000	
東邦チタニウム	400	2,979.00	1,191,600	
ＵＡＣＪ	1,200	3,435.00	4,122,000	
古河電気工業	500	58,080.00	29,040,000	
住友電気工業	5,700	12,265.00	69,910,500	
フジクラ	12,600	5,550.00	69,930,000	
ＳＷＣＣ	200	14,440.00	2,888,000	
リョービ	200	2,785.00	557,000	
ＡＲＥホールディングス	500	3,485.00	1,742,500	
稲葉製作所	100	1,654.00	165,400	
宮地エンジニアリンググループ	200	1,445.00	289,000	
トーカロ	500	3,195.00	1,597,500	
ＳＵＭＣＯ	3,200	3,427.00	10,966,400	
川田テクノロジーズ	900	1,217.00	1,095,300	
東洋製罐グループホールディングス	1,000	3,973.00	3,973,000	

横河ブリッジホールディングス	300	2,797.00	839,100	
三和ホールディングス	1,600	3,299.00	5,278,400	
文化シヤッター	500	1,824.00	912,000	
三協立山	300	630.00	189,000	
アルインコ	200	1,009.00	201,800	
ＬＩＸＩＬ	2,400	1,658.00	3,979,200	
ノーリツ	300	2,360.00	708,000	
長府製作所	200	2,015.00	403,000	
リンナイ	900	3,434.00	3,090,600	
日東精工	300	770.00	231,000	
岡部	400	916.00	366,400	
東プレ	400	2,628.00	1,051,200	
高周波熱錬	300	1,282.00	384,600	
東京製綱	200	1,772.00	354,400	
パイオラックス	300	1,550.00	465,000	
エイチワン	200	1,691.00	338,200	
日本発條	1,300	3,417.00	4,442,100	
ＧＭＳグループ	400	362.00	144,800	
日本製鋼所	500	7,889.00	3,944,500	
三浦工業	700	3,274.00	2,291,800	
タクマ	500	3,275.00	1,637,500	
ツガミ	400	6,200.00	2,480,000	
オークマ	400	4,130.00	1,652,000	
芝浦機械	200	4,910.00	982,000	
アマダ	2,300	2,873.00	6,607,900	
アイダエンジニアリング	400	1,144.00	457,600	
ＦＵＪＩ	700	8,323.00	5,826,100	
牧野フライス製作所	200	13,400.00	2,680,000	
オーエスジー	600	3,498.00	2,098,800	
旭ダイヤモンド工業	400	1,396.00	558,400	
ＤＭＧ森精機	1,100	3,443.00	3,787,300	
ソディック	100	1,871.00	187,100	
ディスコ	800	69,780.00	55,824,000	
日東工器	100	1,618.00	161,800	
日進工具	200	909.00	181,800	
リケンＮＰＲ	200	3,785.00	757,000	

島精機製作所	300	910.00	273,000	
オプトラン	200	4,040.00	808,000	
フリュー	200	1,226.00	245,200	
ヤマシンフィルタ	600	605.00	363,000	
日阪製作所	200	1,406.00	281,200	
やまびこ	300	3,570.00	1,071,000	
平田機工	300	2,994.00	898,200	
ＰＥＧＡＳＵＳ	200	598.00	119,600	
ナブテスコ	900	5,648.00	5,083,200	
三井海洋開発	400	10,830.00	4,332,000	
レオン自動機	200	1,468.00	293,600	
ＳＭＣ	500	66,930.00	33,465,000	
ホソカワミクロン	100	5,460.00	546,000	
ユニオンツール	100	22,690.00	2,269,000	
オイレス工業	300	2,581.00	774,300	
日精エー・エス・ビー機械	100	8,870.00	887,000	
サトー	300	2,199.00	659,700	
技研製作所	200	1,814.00	362,800	
日本エアーテック	100	1,226.00	122,600	
ワイエイシイホールディングス	400	1,290.00	516,000	
小松製作所	7,800	6,385.00	49,803,000	
住友重機械工業	1,000	5,360.00	5,360,000	
日立建機	600	5,049.00	3,029,400	
巴工業	300	1,711.00	513,300	
ＴＯＷＡ	700	2,898.00	2,028,600	
北川鉄工所	100	1,678.00	167,800	
ローツェ	1,100	4,000.00	4,400,000	
ハーモニック・ドライブ・システムズ	400	7,660.00	3,064,000	
クボタ	8,200	2,747.50	22,529,500	
三菱化工機	300	3,490.00	1,047,000	
月島ホールディングス	300	2,661.00	798,300	
ＴＥＩＫＯＫＵ	200	2,818.00	563,600	
澁谷工業	200	3,825.00	765,000	
アイチ　コーポレーション	300	1,327.00	398,100	
小森コーポレーション	500	1,454.00	727,000	

荏原製作所	3,300	5,693.00	18,786,900	
西島製作所	200	2,803.00	560,600	
ＡＩＲＭＡＮ	200	1,649.00	329,800	
ダイキン工業	2,100	24,470.00	51,387,000	
オルガノ	200	16,710.00	3,342,000	
トーヨーカネツ	200	2,267.00	453,400	
栗田工業	900	8,776.00	7,898,400	
椿本チエイン	900	2,684.00	2,415,600	
木村化工機	700	1,208.00	845,600	
アネスト岩田	300	1,638.00	491,400	
ダイフク	2,700	7,251.00	19,577,700	
タダノ	1,000	1,301.00	1,301,000	
ＣＫＤ	500	6,890.00	3,445,000	
平和	500	1,965.00	982,500	
理想科学工業	400	965.00	386,000	
ＳＡＮＫＹＯ	1,500	1,661.00	2,491,500	
日本金銭機械	300	949.00	284,700	
マースグループホールディングス	100	2,993.00	299,300	
ガリレイ	200	3,580.00	716,000	
ダイコク電機	100	2,115.00	211,500	
竹内製作所	400	6,940.00	2,776,000	
アマノ	500	3,594.00	1,797,000	
ＪＵＫＩ	300	579.00	173,700	
ジャノメ	200	1,229.00	245,800	
マックス	1,200	1,646.00	1,975,200	
グローリー	400	4,075.00	1,630,000	
新晃工業	600	1,255.00	753,000	
大和冷機工業	300	1,816.00	544,800	
セガサミーホールディングス	1,300	2,342.00	3,044,600	
ＴＰＲ	400	1,290.00	516,000	
ホシザキ	1,000	5,092.00	5,092,000	
大豊工業	400	1,146.00	458,400	
日本精工	3,100	1,233.50	3,823,850	
ＮＴＮ	3,700	422.00	1,561,400	
ジェイテクト	1,400	2,020.50	2,828,700	
不二越	100	5,910.00	591,000	

日本トムソン	500	2,215.00	1,107,500	
ＴＨＫ	900	7,470.00	6,723,000	
ＹＵＳＨＩＮ	200	710.00	142,000	
イーグル工業	200	2,856.00	571,200	
ＰＩＬＬＡＲ	200	9,780.00	1,956,000	
キッツ	500	2,133.00	1,066,500	
マキタ	2,000	5,662.00	11,324,000	
三井Ｅ＆Ｓ	800	4,945.00	3,956,000	
カナデビア	1,400	1,375.00	1,925,000	
三菱重工業	30,300	3,908.00	118,412,400	
ＩＨＩ	8,400	2,839.50	23,851,800	
キオクシアホールディングス	1,000	65,450.00	65,450,000	
日清紡ホールディングス	1,300	2,466.00	3,205,800	
イビデン	2,000	20,930.00	41,860,000	
コニカミノルタ	3,400	592.20	2,013,480	
ブラザー工業	2,000	3,610.00	7,220,000	
ミネベアミツミ	2,800	4,221.00	11,818,800	
日立製作所	40,800	5,054.00	206,203,200	
三菱電機	17,700	6,560.00	116,112,000	
富士電機	1,100	17,100.00	18,810,000	
安川電機	1,800	7,481.00	13,465,800	
シンフォニアテクノロジー	200	14,450.00	2,890,000	
明電舎	300	10,990.00	3,297,000	
山洋電気	300	7,070.00	2,121,000	
デンヨー	200	3,655.00	731,000	
ＫＯＫＵＳＡＩ　ＥＬＥＣＴＲＩＣ	1,800	7,647.00	13,764,600	
ソシオネクスト	1,400	2,897.00	4,055,800	
東芝テック	200	3,260.00	652,000	
芝浦メカトロニクス	500	5,420.00	2,710,000	
マブチモーター	1,600	1,579.50	2,527,200	
東光高岳	200	8,300.00	1,660,000	
ダイヘン	200	16,830.00	3,366,000	
ヤーマン	400	715.00	286,000	
ＪＶＣケンウッド	1,300	1,118.50	1,454,050	
大崎電気工業	400	1,648.00	659,200	

オムロン	1,400	5,641.00	7,897,400	
日東工業	300	4,900.00	1,470,000	
ＩＤＥＣ	300	3,540.00	1,062,000	
ジーエス・ユアサ　コーポレーション	700	6,320.00	4,424,000	
ＢＵＦＦＡＬＯ	200	2,378.00	475,600	
日本電気	10,600	4,106.00	43,523,600	
富士通	14,900	3,308.00	49,289,200	
沖電気工業	700	3,070.00	2,149,000	
電気興業	100	3,470.00	347,000	
サンケン電気	200	9,315.00	1,863,000	
アイホン	100	2,737.00	273,700	
ルネサスエレクトロニクス	15,700	4,297.00	67,462,900	
セイコーエプソン	2,100	2,876.00	6,039,600	
ワコム	1,300	870.00	1,131,000	
アルバック	400	9,699.00	3,879,600	
ＥＩＺＯ	200	2,543.00	508,600	
日本信号	300	1,600.00	480,000	
京三製作所	200	748.00	149,600	
ホーチキ	600	2,144.00	1,286,400	
エレコム	500	1,668.00	834,000	
パナソニック　ホールディングス	19,200	3,566.00	68,467,200	
シャープ	1,700	638.60	1,085,620	
アンリツ	1,200	4,732.00	5,678,400	
ソニーグループ	55,300	3,598.00	198,969,400	
ＴＤＫ	14,000	3,715.00	52,010,000	
帝国通信工業	100	2,920.00	292,000	
タムラ製作所	500	1,101.00	550,500	
アルプスアルパイン	1,400	2,186.00	3,060,400	
日本トリム	100	4,255.00	425,500	
フォスター電機	200	2,890.00	578,000	
ＳＭＫ	100	3,520.00	352,000	
ヨコオ	200	5,440.00	1,088,000	
ホシデン	400	2,614.00	1,045,600	
ヒロセ電機	200	24,405.00	4,881,000	
日本航空電子工業	500	2,585.00	1,292,500	
ＴＯＡ	200	1,560.00	312,000	

マクセル	400	1,900.00	760,000	
古野電気	200	6,300.00	1,260,000	
スミダコーポレーション	300	1,450.00	435,000	
アイコム	100	3,100.00	310,000	
リオン	100	3,690.00	369,000	
横河電機	1,700	5,044.00	8,574,800	
新電元工業	100	3,160.00	316,000	
アズビル	3,900	1,615.50	6,300,450	
日本光電工業	1,400	1,442.00	2,018,800	
チノー	200	1,595.00	319,000	
日本電子材料	200	8,040.00	1,608,000	
堀場製作所	300	26,225.00	7,867,500	
アドバンテスト	4,800	27,755.00	133,224,000	
エスペック	200	3,585.00	717,000	
キーエンス	1,600	78,860.00	126,176,000	
日置電機	100	12,770.00	1,277,000	
シスメックス	4,200	1,382.50	5,806,500	
日本マイクロニクス	300	15,330.00	4,599,000	
メガチップス	100	12,230.00	1,223,000	
ＯＢＡＲＡ　ＧＲＯＵＰ	100	6,330.00	633,000	
コーセル	200	1,461.00	292,200	
イリソ電子工業	100	3,180.00	318,000	
オプテックスグループ	400	4,525.00	1,810,000	
千代田インテグレ	100	3,190.00	319,000	
レーザーテック	700	43,020.00	30,114,000	
スタンレー電気	700	3,548.00	2,483,600	
ウシオ電機	700	4,214.00	2,949,800	
日本セラミック	200	4,115.00	823,000	
山一電機	300	8,590.00	2,577,000	
図研	200	4,850.00	970,000	
日本電子	400	6,777.00	2,710,800	
カシオ計算機	1,300	1,722.50	2,239,250	
ファナック	7,700	8,428.00	64,895,600	
日本シイエムケイ	400	726.00	290,400	
エンプラス	100	13,800.00	1,380,000	

ローム	2,900	5,030.00	14,587,000	
浜松ホトニクス	2,500	2,973.50	7,433,750	
三井ハイテック	1,100	762.00	838,200	
京セラ	10,000	3,106.00	31,060,000	
太陽誘電	800	10,605.00	8,484,000	
村田製作所	15,300	7,928.00	121,298,400	
双葉電子工業	400	626.00	250,400	
ニチコン	500	3,655.00	1,827,500	
ＫＯＡ	300	2,414.00	724,200	
市光工業	400	532.00	212,800	
小糸製作所	1,700	2,792.50	4,747,250	
ミツバ	400	1,269.00	507,600	
ＳＣＲＥＥＮホールディングス	1,200	11,035.00	13,242,000	
キヤノン	7,200	4,230.00	30,456,000	
リコー	3,800	1,459.00	5,544,200	
象印マホービン	500	1,493.00	746,500	
東京エレクトロン	3,400	52,180.00	177,412,000	
イノテック	200	4,585.00	917,000	
トヨタ紡織	600	2,258.50	1,355,100	
ＡＲＣＨＩＯＮ	2,400	403.00	967,200	
モリタホールディングス	300	2,454.00	736,200	
三櫻工業	500	793.00	396,500	
デンソー	15,700	1,837.00	28,840,900	
東海理化電機製作所	400	2,817.00	1,126,800	
川崎重工業	6,000	3,194.00	19,164,000	
日本車輌製造	100	3,330.00	333,000	
日産自動車	24,500	374.10	9,165,450	
いすゞ自動車	4,100	2,315.00	9,491,500	
トヨタ自動車	85,200	3,026.00	257,815,200	
三菱自動車工業	6,300	400.20	2,521,260	
武蔵精密工業	500	6,160.00	3,080,000	
日産車体	200	1,063.00	212,600	
新明和工業	500	2,145.00	1,072,500	
極東開発工業	300	2,190.00	657,000	
トピー工業	200	2,757.00	551,400	
ティラド	100	15,440.00	1,544,000	

曙ブレーキ工業	1,100	117.00	128,700	
タチエス	400	2,203.00	881,200	
ＮＯＫ	500	2,888.00	1,444,000	
フタバ産業	500	998.00	499,000	
カヤバ	400	3,995.00	1,598,000	
大同メタル工業	400	995.00	398,000	
プレス工業	600	812.00	487,200	
アイシン	4,100	2,359.50	9,673,950	
マツダ	4,900	1,090.50	5,343,450	
本田技研工業	29,900	1,408.50	42,114,150	
スズキ	11,800	1,911.00	22,549,800	
ＳＵＢＡＲＵ	4,700	2,464.50	11,583,150	
ヤマハ発動機	7,900	1,213.00	9,582,700	
豊田合成	500	4,730.00	2,365,000	
愛三工業	300	1,792.00	537,600	
エフ・シー・シー	300	3,350.00	1,005,000	
シマノ	700	16,535.00	11,574,500	
テイ・エス　テック	600	1,793.00	1,075,800	
テルモ	10,700	2,335.00	24,984,500	
日機装	400	3,450.00	1,380,000	
日本エム・ディ・エム	200	812.00	162,400	
島津製作所	2,100	3,876.00	8,139,600	
長野計器	200	3,050.00	610,000	
ブイ・テクノロジー	100	5,810.00	581,000	
東京計器	200	6,440.00	1,288,000	
インターアクション	200	2,030.00	406,000	
東京精密	300	18,350.00	5,505,000	
マニー	500	1,745.00	872,500	
ニコン	2,000	2,025.50	4,051,000	
オリンパス	8,700	1,818.50	15,820,950	
理研計器	200	3,795.00	759,000	
タムロン	800	1,044.00	835,200	
ＨＯＹＡ	3,000	26,300.00	78,900,000	
ノーリツ鋼機	600	2,062.00	1,237,200	
Ａ＆Ｄホロンホールディングス	300	2,747.00	824,100	

朝日インテック	2,000	3,590.00	7,180,000	
シチズン時計	1,500	2,167.00	3,250,500	
メニコン	500	1,655.00	827,500	
セイコーグループ	600	6,740.00	4,044,000	
ニプロ	1,400	1,699.50	2,379,300	
三井松島ホールディングス	500	1,413.00	706,500	
テクセンドフォトマスク	600	4,690.00	2,814,000	
ニホンフラッシュ	200	712.00	142,400	
前田工繊	200	1,793.00	358,600	
バンダイナムコホールディングス	4,300	3,651.00	15,699,300	
ＳＨＯＥＩ	500	1,711.00	855,500	
フランスベッドホールディングス	300	1,230.00	369,000	
パイロットコーポレーション	300	4,922.00	1,476,600	
萩原工業	100	1,663.00	166,300	
フジシールインターナショナル	400	2,646.00	1,058,400	
タカラトミー	700	2,968.00	2,077,600	
広済堂ホールディングス	500	652.00	326,000	
プロネクサス	200	1,059.00	211,800	
ＴＯＰＰＡＮホールディングス	1,900	4,790.00	9,101,000	
大日本印刷	3,400	2,684.50	9,127,300	
共同印刷	400	1,499.00	599,600	
ＮＩＳＳＨＡ	300	1,677.00	503,100	
ＴＡＫＡＲＡ　＆　ＣＯＭＰＡＮＹ	100	3,120.00	312,000	
アシックス	6,200	4,650.00	28,830,000	
小松ウオール工業	200	2,418.00	483,600	
ヤマハ	2,500	1,097.50	2,743,750	
河合楽器製作所	100	3,035.00	303,500	
クリナップ	200	934.00	186,800	
ピジョン	1,100	1,823.00	2,005,300	
キングジム	200	793.00	158,600	
リンテック	100	5,540.00	554,000	
イトーキ	400	2,622.00	1,048,800	
任天堂	10,000	7,070.00	70,700,000	
三菱鉛筆	300	2,623.00	786,900	
タカラスタンダード	200	2,990.00	598,000	
コクヨ	3,300	802.40	2,647,920	

ナカバヤシ	100	558.00	55,800	
グローブライド	200	2,451.00	490,200	
オカムラ	500	2,303.00	1,151,500	
美津濃	600	3,250.00	1,950,000	
東京電力ホールディングス	14,400	567.20	8,167,680	
中部電力	6,000	2,811.50	16,869,000	
関西電力	8,700	2,291.00	19,931,700	
中国電力	2,900	879.80	2,551,420	
北陸電力	1,600	849.00	1,358,400	
東北電力	4,300	1,009.00	4,338,700	
四国電力	1,400	1,493.50	2,090,900	
九州電力	3,800	1,658.00	6,300,400	
北海道電力	1,600	915.00	1,464,000	
沖縄電力	200	917.00	183,400	
電源開発	1,200	4,082.00	4,898,400	
エフオン	200	368.00	73,600	
イーレックス	300	848.00	254,400	
レノバ	500	1,335.00	667,500	
東京瓦斯	2,900	6,436.00	18,664,400	
大阪瓦斯	2,900	5,567.00	16,144,300	
東邦瓦斯	2,400	1,278.00	3,067,200	
北海道瓦斯	1,000	760.00	760,000	
西部ガスホールディングス	200	2,198.00	439,600	
静岡ガス	400	1,294.00	517,600	
ＳＢＳホールディングス	100	4,880.00	488,000	
東武鉄道	1,700	2,780.00	4,726,000	
相鉄ホールディングス	500	2,539.00	1,269,500	
東急	4,100	1,614.00	6,617,400	
京浜急行電鉄	2,000	1,544.00	3,088,000	
小田急電鉄	2,400	1,650.50	3,961,200	
京王電鉄	3,500	743.10	2,600,850	
京成電鉄	2,700	1,075.00	2,902,500	
富士急行	300	2,118.00	635,400	
東日本旅客鉄道	8,900	3,570.00	31,773,000	
西日本旅客鉄道	3,800	2,688.50	10,216,300	

東海旅客鉄道	6,600	3,552.00	23,443,200	
東京地下鉄	2,600	1,494.50	3,885,700	
西武ホールディングス	1,700	2,942.50	5,002,250	
西日本鉄道	500	2,740.50	1,370,250	
ハマキョウレックス	800	1,894.00	1,515,200	
サカイ引越センター	200	2,801.00	560,200	
近鉄グループホールディングス	1,700	3,512.00	5,970,400	
阪急阪神ホールディングス	2,100	4,645.00	9,754,500	
ＮＡＮＫＡＩ	700	2,786.00	1,950,200	
京阪ホールディングス	900	3,207.00	2,886,300	
神戸電鉄	100	2,400.00	240,000	
名古屋鉄道	1,700	1,837.00	3,122,900	
ヤマトホールディングス	2,000	1,773.50	3,547,000	
山九	400	8,899.00	3,559,600	
丸全昭和運輸	200	8,010.00	1,602,000	
センコーグループホールディングス	1,100	1,935.00	2,128,500	
ニッコンホールディングス	700	5,928.00	4,149,600	
福山通運	100	6,200.00	620,000	
セイノーホールディングス	800	2,522.00	2,017,600	
ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス	500	805.00	402,500	
九州旅客鉄道	1,200	3,526.00	4,231,200	
ＳＧホールディングス	2,800	1,452.00	4,065,600	
ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディングス	1,600	4,963.00	7,940,800	
日本郵船	3,200	5,321.00	17,027,200	
商船三井	3,100	5,560.00	17,236,000	
川崎汽船	3,400	2,503.50	8,511,900	
ＮＳユナイテッド海運	100	7,710.00	771,000	
飯野海運	600	1,482.00	889,200	
乾汽船	200	1,547.00	309,400	
日本航空	3,700	2,699.50	9,988,150	
ＡＮＡホールディングス	4,400	2,874.50	12,647,800	
三菱倉庫	2,400	1,495.50	3,589,200	
三井倉庫ホールディングス	300	3,968.00	1,190,400	
住友倉庫	500	3,910.00	1,955,000	
澁澤倉庫	400	1,424.00	569,600	

日本トランスシティ	400	1,115.00	446,000	
安田倉庫	200	2,309.00	461,800	
上組	700	4,760.00	3,332,000	
キユーソー流通システム	100	3,385.00	338,500	
ＭＩＸＩ	400	2,626.00	1,050,400	
システナ	2,600	424.00	1,102,400	
デジタルアーツ	200	4,100.00	820,000	
日鉄ソリューションズ	600	3,649.00	2,189,400	
コア	200	2,096.00	419,200	
ディー・エヌ・エー	500	2,747.00	1,373,500	
ソフトクリエイトホールディングス	200	1,661.00	332,200	
ＴＩＳ	1,700	3,416.00	5,807,200	
グリーホールディングス	500	409.00	204,500	
コーエーテクモホールディングス	1,100	1,500.00	1,650,000	
ポールトゥウィンホールディングス	500	293.00	146,500	
ネクソン	3,800	2,230.00	8,474,000	
エムアップホールディングス	800	624.00	499,200	
エイチームホールディングス	300	940.00	282,000	
コロプラ	500	397.00	198,500	
ブロードリーフ	800	990.00	792,000	
フィックスターズ	500	1,920.00	960,000	
セレス	200	1,775.00	355,000	
ＳＨＩＦＴ	1,700	675.20	1,147,840	
テクマトリックス	400	1,890.00	756,000	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	500	2,250.00	1,125,000	
ＧＭＯペイメントゲートウェイ	400	8,533.00	3,413,200	
インターネットイニシアティブ	900	3,025.00	2,722,500	
さくらインターネット	200	3,235.00	647,000	
ＧＭＯグローバルサイン・ホールディングス	200	1,885.00	377,000	
ＳＲＡホールディングス	100	4,625.00	462,500	
フリービット	300	1,406.00	421,800	
コムチュア	300	1,345.00	403,500	
アステリア	200	2,332.00	466,400	
ラクス	1,800	950.70	1,711,260	
オープンドア	500	269.00	134,500	
アカツキ	100	3,205.00	320,500	

チェンジホールディングス	600	949.00	569,400	
マネーフォワード	400	4,312.00	1,724,800	
プラスアルファ・コンサルティング	500	2,468.00	1,234,000	
電算システムホールディングス	200	2,907.00	581,400	
Ａｐｐｉｅｒ　Ｇｒｏｕｐ	900	933.00	839,700	
ビジョナル	200	7,720.00	1,544,000	
野村総合研究所	3,100	4,612.00	14,297,200	
インテージホールディングス	200	1,711.00	342,200	
メルカリ	700	4,215.00	2,950,500	
Ｓａｎｓａｎ	500	1,528.00	764,000	
メドレー	200	2,259.00	451,800	
ＪＭＤＣ	300	2,747.00	824,100	
クレスコ	500	1,580.00	790,000	
フジ・メディア・ホールディングス	1,300	3,701.00	4,811,300	
オービック	3,000	4,095.00	12,285,000	
ジャストシステム	300	3,945.00	1,183,500	
ＴＤＣソフト	700	953.00	667,100	
ＬＩＮＥヤフー	25,000	398.00	9,950,000	
トレンドマイクロ	900	6,356.00	5,720,400	
日本オラクル	300	9,013.00	2,703,900	
アルファシステムズ	100	3,255.00	325,500	
フューチャー	400	1,570.00	628,000	
オービックビジネスコンサルタント	300	5,979.00	1,793,700	
アイティフォー	300	1,615.00	484,500	
大塚商会	1,800	2,849.50	5,129,100	
電通総研	600	2,115.00	1,269,000	
デジタルガレージ	300	2,158.00	647,400	
ウェザーニューズ	400	2,177.00	870,800	
ＣＩＪ	1,700	472.00	802,400	
WOWOW	200	1,013.00	202,600	
スカラ	300	339.00	101,700	
ＡＮＹＣＯＬＯＲ	200	2,932.00	586,400	
システムソフト	300	50.00	15,000	
アルゴグラフィックス	800	1,301.00	1,040,800	
エイベックス	300	1,167.00	350,100	
ＢＩＰＲＯＧＹ	500	4,597.00	2,298,500	

ＴＢＳホールディングス	800	5,917.00	4,733,600	
日本テレビホールディングス	1,400	2,843.50	3,980,900	
テレビ朝日ホールディングス	500	3,070.00	1,535,000	
スカパーＪＳＡＴ	1,300	4,455.00	5,791,500	
テレビ東京ホールディングス	200	3,815.00	763,000	
ビジョン	400	1,099.00	439,600	
ＮＴＴ	441,600	150.70	66,549,120	
ＫＤＤＩ	22,600	2,634.50	59,539,700	
ソフトバンク	257,800	217.60	56,097,280	
光通信	200	38,040.00	7,608,000	
ＧＭＯインターネットグループ	500	3,438.00	1,719,000	
ＫＡＤＯＫＡＷＡ	900	3,221.00	2,898,900	
学研ホールディングス	300	947.00	284,100	
ゼンリン	300	868.00	260,400	
松竹	100	10,230.00	1,023,000	
東宝	4,500	1,208.00	5,436,000	
東映	300	5,370.00	1,611,000	
ＤＴＳ	1,600	1,020.00	1,632,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	2,600	2,703.50	7,029,100	
シーイーシー	300	1,991.00	597,300	
カプコン	3,200	3,189.00	10,204,800	
アイネス	200	2,004.00	400,800	
ＴＫＣ	300	3,355.00	1,006,500	
ＮＳＤ	600	2,574.50	1,544,700	
コナミグループ	700	19,110.00	13,377,000	
ミロク情報サービス	200	1,733.00	346,600	
ソフトバンクグループ	30,800	7,070.00	217,756,000	
リョーサン菱洋ホールディングス	300	2,756.00	826,800	
あらた	300	2,590.00	777,000	
円谷フィールズホールディングス	400	1,398.00	559,200	
双日	1,600	5,594.00	8,950,400	
アルフレッサ　ホールディングス	1,500	2,139.50	3,209,250	
横浜冷凍	500	2,651.00	1,325,500	
ラサ商事	100	1,730.00	173,000	
アルコニックス	300	2,526.00	757,800	

神戸物産	1,500	2,640.50	3,960,750	
あい　ホールディングス	300	2,818.00	845,400	
ダイワボウホールディングス	700	3,359.00	2,351,300	
マクニカホールディングス	1,200	3,206.00	3,847,200	
ラクト・ジャパン	100	3,155.00	315,500	
ＴＯＫＡＩホールディングス	600	1,119.00	671,400	
三洋貿易	300	1,619.00	485,700	
ウイン・パートナーズ	100	1,228.00	122,800	
シップヘルスケアホールディングス	500	2,123.50	1,061,750	
コメダホールディングス	500	2,875.00	1,437,500	
ＭＩＲＡＩＮＩホールディングス	100	1,957.00	195,700	
ユニソルホールディングス	200	2,060.00	412,000	
伯東	100	4,430.00	443,000	
ナガイレーベン	300	1,675.00	502,500	
松田産業	200	6,910.00	1,382,000	
第一興商	600	1,683.00	1,009,800	
メディパルホールディングス	1,800	2,730.50	4,914,900	
ＳＰＫ	200	1,236.00	247,200	
アズワン	600	2,097.50	1,258,500	
シモジマ	200	1,283.00	256,600	
ドウシシャ	200	2,976.00	595,200	
高速	200	2,820.00	564,000	
ハピネット	400	2,727.00	1,090,800	
日本ライフライン	500	1,296.00	648,000	
ＩＤＯＭ	500	1,320.00	660,000	
進和	100	2,933.00	293,300	
ダイトロン	200	3,655.00	731,000	
シークス	200	1,383.00	276,600	
オーハシテクニカ	200	1,063.00	212,600	
伊藤忠商事	57,000	1,951.00	111,207,000	
丸紅	13,000	5,312.00	69,056,000	
長瀬産業	3,200	1,150.50	3,681,600	
豊田通商	5,100	7,096.00	36,189,600	
三共生興	300	846.00	253,800	
兼松	1,200	2,190.00	2,628,000	
三井物産	24,000	5,465.00	131,160,000	

日本紙パルプ商事	1,000	1,150.00	1,150,000	
スターゼン	600	1,126.00	675,600	
山善	500	1,733.00	866,500	
椿本興業	300	2,704.00	811,200	
住友商事	10,200	7,361.00	75,082,200	
内田洋行	500	2,047.00	1,023,500	
三菱商事	33,800	5,320.00	179,816,000	
第一実業	200	2,896.00	579,200	
キヤノンマーケティングジャパン	800	3,568.00	2,854,400	
西華産業	300	3,365.00	1,009,500	
佐藤商事	200	3,205.00	641,000	
ＹＵＡＳＡ	200	5,510.00	1,102,000	
神鋼商事	300	2,399.00	719,700	
阪和興業	1,500	1,783.00	2,674,500	
正栄食品工業	100	3,960.00	396,000	
ＲＹＯＤＥＮ	100	3,695.00	369,500	
岩谷産業	1,600	2,077.50	3,324,000	
極東貿易	200	1,806.00	361,200	
三愛オブリ	500	2,125.00	1,062,500	
稲畑産業	400	3,870.00	1,548,000	
明和産業	300	907.00	272,100	
東邦ホールディングス	500	4,111.00	2,055,500	
サンゲツ	500	2,901.00	1,450,500	
ミツウロコグループホールディングス	200	1,745.00	349,000	
シナネンホールディングス	100	7,690.00	769,000	
サンリオ	8,500	860.00	7,310,000	
サンワテクノス	100	3,805.00	380,500	
トーホー	300	1,326.00	397,800	
三信電気	100	2,800.00	280,000	
東陽テクニカ	200	1,910.00	382,000	
モスフードサービス	300	3,615.00	1,084,500	
加賀電子	400	4,225.00	1,690,000	
ＰＡＬＴＡＣ	200	6,631.00	1,326,200	
ヤマタネ	200	2,006.00	401,200	
トラスコ中山	400	2,246.00	898,400	

オートバックスセブン	500	1,458.00	729,000	
加藤産業	200	5,950.00	1,190,000	
イエローハット	400	1,616.00	646,400	
ＪＫホールディングス	200	1,318.00	263,600	
日伝	100	2,559.00	255,900	
杉本商事	200	1,173.00	234,600	
因幡電機産業	1,000	2,776.50	2,776,500	
ミスミグループ本社	2,400	3,509.00	8,421,600	
スズケン	500	5,283.00	2,641,500	
サンエー	400	3,135.00	1,254,000	
カワチ薬品	200	3,120.00	624,000	
エービーシー・マート	700	2,610.50	1,827,350	
ハードオフコーポレーション	100	2,443.00	244,300	
アスクル	500	1,204.00	602,000	
ゲオホールディングス	200	1,981.00	396,200	
アンドエスティＨＤ	300	3,140.00	942,000	
くら寿司	400	1,599.00	639,600	
キャンドゥ	100	3,240.00	324,000	
パルグループホールディングス	800	1,383.00	1,106,400	
エディオン	600	2,299.00	1,379,400	
あみやき亭	300	1,304.00	391,200	
ハニーズホールディングス	200	1,484.00	296,800	
アルペン	100	1,969.00	196,900	
クオールホールディングス	300	1,794.00	538,200	
ジンズホールディングス	100	7,780.00	778,000	
ビックカメラ	1,000	1,742.00	1,742,000	
ＤＣＭホールディングス	1,000	1,477.00	1,477,000	
ＭｏｎｏｔａＲＯ	2,400	1,902.50	4,566,000	
Ｊ．フロント　リテイリング	2,000	2,134.50	4,269,000	
ドトール・日レスホールディングス	400	2,712.00	1,084,800	
マツキヨココカラ＆カンパニー	3,000	2,209.00	6,627,000	
ブロンコビリー	100	4,185.00	418,500	
ＺＯＺＯ	2,700	990.50	2,674,350	
物語コーポレーション	300	4,665.00	1,399,500	
三越伊勢丹ホールディングス	2,600	3,250.00	8,450,000	
クリエイトＳＤホールディングス	300	3,170.00	951,000	

シュッピン	300	1,052.00	315,600	
オイシックス・ラ・大地	300	1,404.00	421,200	
ネクステージ	500	3,755.00	1,877,500	
ジョイフル本田	500	2,167.00	1,083,500	
エターナルホスピタリティグループ	200	2,754.00	550,800	
すかいらーくホールディングス	2,300	2,820.00	6,486,000	
綿半ホールディングス	200	1,374.00	274,800	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	500	814.00	407,000	
あさひ	100	1,236.00	123,600	
コスモス薬品	300	5,881.00	1,764,300	
セブン&アイ・ホールディングス	18,800	1,837.50	34,545,000	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	2,500	706.00	1,765,000	
ツルハホールディングス	2,500	1,942.50	4,856,250	
サンマルクホールディングス	200	2,564.00	512,800	
トリドールホールディングス	500	3,895.00	1,947,500	
ＴＯＫＹＯ　ＢＡＳＥ	900	366.00	329,400	
ユニシアホールディングス	300	1,820.00	546,000	
バロックジャパンリミテッド	100	722.00	72,200	
クスリのアオキホールディングス	400	3,569.00	1,427,600	
ＦＯＯＤ　＆　ＬＩＦＥ　ＣＯＭＰＡＮＩＥＳ	1,000	10,195.00	10,195,000	
ブルーゾーンホールディングス	1,500	1,714.00	2,571,000	
ノジマ	1,500	1,435.00	2,152,500	
カッパ・クリエイト	300	1,402.00	420,600	
良品計画	3,800	3,660.00	13,908,000	
アドヴァングループ	200	916.00	183,200	
アルビス	100	2,435.00	243,500	
コジマ	300	1,335.00	400,500	
コーナン商事	200	4,115.00	823,000	
エコス	100	2,253.00	225,300	
ワタミ	200	914.00	182,800	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	17,000	824.60	14,018,200	
西松屋チェーン	400	1,940.00	776,000	
ゼンショーホールディングス	900	7,499.00	6,749,100	

幸楽苑	100	1,072.00	107,200	
サイゼリヤ	300	5,240.00	1,572,000	
ＶＴホールディングス	500	440.00	220,000	
ユナイテッドアローズ	300	2,499.00	749,700	
ハイデイ日高	200	2,660.00	532,000	
コロワイド	700	1,802.00	1,261,400	
壱番屋	500	888.00	444,000	
スギホールディングス	900	2,797.00	2,517,300	
薬王堂ホールディングス	100	1,716.00	171,600	
スクロール	300	1,642.00	492,600	
ヨンドシーホールディングス	200	1,794.00	358,800	
木曽路	300	2,316.00	694,800	
ＳＲＳホールディングス	200	1,170.00	234,000	
Ｊｏｓｈｉｎ	200	2,992.00	598,400	
日本瓦斯	900	2,763.50	2,487,150	
ロイヤルホールディングス	800	1,299.00	1,039,200	
チヨダ	200	948.00	189,600	
ライフコーポレーション	400	2,400.00	960,000	
リンガーハット	100	2,114.00	211,400	
ＭｒＭａｘＨＤ	300	705.00	211,500	
ＡＯＫＩホールディングス	400	1,624.00	649,600	
オークワ	300	778.00	233,400	
コメリ	300	3,450.00	1,035,000	
青山商事	1,200	689.00	826,800	
しまむら	1,200	3,170.00	3,804,000	
高島屋	2,200	1,951.50	4,293,300	
松屋	400	1,404.00	561,600	
エイチ・ツー・オー　リテイリング	1,000	2,513.50	2,513,500	
丸井グループ	1,000	2,676.50	2,676,500	
アクシアル　リテイリング	800	983.00	786,400	
イオン	20,000	1,410.00	28,200,000	
イズミ	900	905.00	814,500	
平和堂	300	2,544.00	763,200	
フジ	300	2,016.00	604,800	
ゼビオホールディングス	300	1,044.00	313,200	
ケーズホールディングス	1,200	2,037.00	2,444,400	

Ｇｅｎｋｙ　ＤｒｕｇＳｔｏｒｅｓ	200	3,445.00	689,000	
ブックオフグループホールディングス	200	2,081.00	416,200	
ギフトホールディングス	100	4,150.00	415,000	
アインホールディングス	200	5,584.00	1,116,800	
Ｇｅｎｋｉ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｄｉｎｉｎｇ	100	2,723.00	272,300	
ヤマダホールディングス	5,100	600.00	3,060,000	
アークランズ	300	1,842.00	552,600	
ニトリホールディングス	2,800	2,515.00	7,042,000	
グルメ杵屋	600	968.00	580,800	
吉野家ホールディングス	600	3,236.00	1,941,600	
松屋フーズホールディングス	100	4,940.00	494,000	
サガミホールディングス	300	1,690.00	507,000	
王将フードサービス	300	2,707.00	812,100	
ミニストップ	200	1,841.00	368,200	
アークス	400	3,235.00	1,294,000	
バローホールディングス	400	3,370.00	1,348,000	
ファーストリテイリング	1,100	75,090.00	82,599,000	
サンドラッグ	600	3,676.00	2,205,600	
サックスバー　ホールディングス	200	716.00	143,200	
ベルーナ	500	922.00	461,000	
いよぎんホールディングス	1,900	3,120.00	5,928,000	
しずおかフィナンシャルグループ	3,600	2,993.00	10,774,800	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	1,300	3,103.00	4,033,900	
楽天銀行	800	5,096.00	4,076,800	
京都フィナンシャルグループ	2,200	4,575.00	10,065,000	
めぶきフィナンシャルグループ	7,400	1,388.00	10,271,200	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	200	11,450.00	2,290,000	
九州フィナンシャルグループ	2,800	1,435.50	4,019,400	
ゆうちょ銀行	17,100	3,093.00	52,890,300	
横浜フィナンシャルグループ	8,400	1,654.00	13,893,600	
西日本フィナンシャルホールディングス	900	4,127.00	3,714,300	
三十三フィナンシャルグループ	800	1,707.00	1,365,600	
第四北越フィナンシャルグループ	1,800	2,115.00	3,807,000	
ひろぎんホールディングス	2,300	2,094.50	4,817,350	
おきなわフィナンシャルグループ	200	6,300.00	1,260,000	
十六フィナンシャルグループ	500	2,125.00	1,062,500	

ＣＣＩグループ	2,000	1,057.00	2,114,000	
プロクレアホールディングス	200	3,655.00	731,000	
あいちフィナンシャルグループ	1,500	1,426.00	2,139,000	
ＳＢＩ新生銀行	2,700	1,458.50	3,937,950	
あおぞら銀行	1,100	2,760.50	3,036,550	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	99,700	3,066.00	305,680,200	
りそなホールディングス	19,500	2,124.00	41,418,000	
三井住友トラストグループ	5,500	5,661.00	31,135,500	
三井住友フィナンシャルグループ	34,500	6,056.00	208,932,000	
千葉銀行	4,700	2,348.00	11,035,600	
群馬銀行	2,800	2,305.00	6,454,000	
武蔵野銀行	300	2,501.00	750,300	
千葉興業銀行	400	2,295.00	918,000	
筑波銀行	1,000	642.00	642,000	
七十七銀行	1,500	3,299.00	4,948,500	
秋田銀行	200	6,160.00	1,232,000	
山形銀行	200	2,991.00	598,200	
岩手銀行	800	1,982.00	1,585,600	
東邦銀行	1,300	779.00	1,012,700	
ふくおかフィナンシャルグループ	1,300	6,714.00	8,728,200	
スルガ銀行	1,200	2,395.00	2,874,000	
八十二長野銀行	3,500	2,346.00	8,211,000	
山梨中央銀行	200	6,000.00	1,200,000	
大垣共立銀行	400	7,960.00	3,184,000	
福井銀行	200	4,700.00	940,000	
清水銀行	100	2,523.00	252,300	
滋賀銀行	1,500	2,142.00	3,213,000	
南都銀行	1,500	1,745.00	2,617,500	
百五銀行	1,400	1,974.00	2,763,600	
紀陽銀行	500	4,515.00	2,257,500	
ほくほくフィナンシャルグループ	1,100	6,754.00	7,429,400	
山陰合同銀行	1,100	2,096.00	2,305,600	
百十四銀行	800	2,558.00	2,046,400	
四国銀行	300	2,795.00	838,500	
阿波銀行	300	6,910.00	2,073,000	

大分銀行	1,000	2,319.00	2,319,000	
宮崎銀行	500	2,060.00	1,030,000	
佐賀銀行	100	5,240.00	524,000	
琉球銀行	400	2,587.00	1,034,800	
セブン銀行	4,900	271.60	1,330,840	
みずほフィナンシャルグループ	22,400	7,304.00	163,609,600	
山口フィナンシャルグループ	1,600	2,843.50	4,549,600	
名古屋銀行	300	6,130.00	1,839,000	
北洋銀行	2,500	1,003.00	2,507,500	
愛媛銀行	300	1,972.00	591,600	
京葉銀行	300	2,481.00	744,300	
栃木銀行	900	995.00	895,500	
北日本銀行	100	5,480.00	548,000	
東和銀行	200	1,264.00	252,800	
トモニホールディングス	600	879.00	527,400	
フィデアホールディングス	200	1,982.00	396,400	
池田泉州ホールディングス	2,100	996.00	2,091,600	
ＦＰＧ	700	1,498.00	1,048,600	
ＳＢＩホールディングス	5,600	2,980.00	16,688,000	
ジャフコ　グループ	500	2,263.00	1,131,500	
大和証券グループ本社	11,300	1,495.00	16,893,500	
野村ホールディングス	25,900	1,273.00	32,970,700	
岡三証券グループ	1,400	952.00	1,332,800	
丸三証券	500	1,058.00	529,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	2,000	696.00	1,392,000	
水戸証券	700	652.00	456,400	
いちよし証券	400	1,242.00	496,800	
松井証券	800	959.00	767,200	
マネックスグループ	1,600	658.00	1,052,800	
アイザワ証券グループ	300	1,466.00	439,800	
かんぽ生命保険	5,400	1,473.50	7,956,900	
ＳＯＭＰＯホールディングス	7,800	5,575.00	43,485,000	
アニコム　ホールディングス	500	1,350.00	675,000	
ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	9,900	4,216.00	41,738,400	
ソニーフィナンシャルグループ	52,400	142.00	7,440,800	

第一ライフグループ	30,400	1,666.00	50,646,400	
東京海上ホールディングス	16,200	7,387.00	119,669,400	
Ｔ＆Ｄホールディングス	3,500	4,091.00	14,318,500	
ムニノバホールディングス	2,400	450.00	1,080,000	
全国保証	800	2,989.00	2,391,200	
ＳＢＩアルヒ	200	804.00	160,800	
クレディセゾン	900	4,232.00	3,808,800	
芙蓉総合リース	600	4,234.00	2,540,400	
みずほリース	1,500	1,302.00	1,953,000	
東京センチュリー	1,300	2,389.50	3,106,350	
日本証券金融	500	2,280.00	1,140,000	
リコーリース	200	6,050.00	1,210,000	
イオンフィナンシャルサービス	1,000	1,550.50	1,550,500	
アコム	2,900	462.90	1,342,410	
ジャックス	200	3,480.00	696,000	
オリエントコーポレーション	500	872.00	436,000	
オリックス	9,400	6,286.00	59,088,400	
三菱ＨＣキャピタル	7,900	1,316.00	10,396,400	
日本取引所グループ	8,800	2,000.50	17,604,400	
イー・ギャランティ	200	1,722.00	344,400	
大東建託	2,700	3,238.00	8,742,600	
いちご	1,900	468.00	889,200	
日本駐車場開発	2,000	243.00	486,000	
ヒューリック	4,600	1,671.50	7,688,900	
野村不動産ホールディングス	4,400	904.80	3,981,120	
地主	200	2,933.00	586,600	
ＪＰＭＣ	100	1,324.00	132,400	
フージャースホールディングス	300	1,176.00	352,800	
オープンハウスグループ	500	8,607.00	4,303,500	
東急不動産ホールディングス	4,300	1,292.00	5,555,600	
飯田グループホールディングス	1,400	2,102.50	2,943,500	
Ａｎｄ　Ｄｏホールディングス	300	1,021.00	306,300	
パーク２４	1,100	1,849.00	2,033,900	
三井不動産	23,200	1,523.00	35,333,600	
三菱地所	9,500	4,094.00	38,893,000	
平和不動産	600	2,293.00	1,375,800	

東京建物	1,500	3,196.00	4,794,000	
京阪神ビルディング	400	2,237.00	894,800	
住友不動産	4,600	3,869.00	17,797,400	
テーオーシー	300	1,058.00	317,400	
スターツコーポレーション	300	4,615.00	1,384,500	
フジ住宅	300	718.00	215,400	
ゴールドクレスト	200	3,500.00	700,000	
エスリード	100	4,990.00	499,000	
日神グループホールディングス	300	644.00	193,200	
エスコン	400	1,106.00	442,400	
ＭＩＲＡＲＴＨホールディングス	500	419.00	209,500	
ランド	37,900	10.00	379,000	
カチタス	500	3,530.00	1,765,000	
トーセイ	600	1,575.00	945,000	
サンフロンティア不動産	100	2,359.00	235,900	
日本空港ビルデング	500	4,962.00	2,481,000	
ＬＩＦＵＬＬ	1,200	194.00	232,800	
日本M&Aセンターホールディングス	2,700	655.10	1,768,770	
ＵＴグループ	4,500	176.00	792,000	
オープンアップグループ	500	1,851.00	925,500	
コシダカホールディングス	500	960.00	480,000	
パソナグループ	300	1,742.00	522,600	
リンクアンドモチベーション	600	544.00	326,400	
エス・エム・エス	600	2,008.00	1,204,800	
パーソルホールディングス	15,400	237.30	3,654,420	
クックパッド	1,300	121.00	157,300	
学情	300	1,559.00	467,700	
ＡＬＳＯＫ	2,800	1,160.00	3,248,000	
カカクコム	1,200	3,408.00	4,089,600	
ルネサンス	500	998.00	499,000	
ディップ	300	1,704.00	511,200	
エムスリー	3,300	1,417.50	4,677,750	
ワールドホールディングス	100	2,378.00	237,800	
博報堂ＤＹホールディングス	1,900	1,162.50	2,208,750	
ぐるなび	100	121.00	12,100	
ファンコミュニケーションズ	300	417.00	125,100	

ライク	100	1,621.00	162,100	
ＷＤＢホールディングス	100	1,811.00	181,100	
アドウェイズ	500	272.00	136,000	
バリューコマース	200	478.00	95,600	
インフォマート	2,200	373.00	820,600	
ＪＰホールディングス	500	614.00	307,000	
プレステージ・インターナショナル	500	641.00	320,500	
アミューズ	200	1,746.00	349,200	
ドリームインキュベータ	100	2,583.00	258,300	
クイック	600	737.00	442,200	
電通グループ	1,600	3,025.00	4,840,000	
ぴあ	100	2,670.00	267,000	
イオンファンタジー	100	2,510.00	251,000	
シーティーエス	400	827.00	330,800	
Ｈ．Ｕ．グループホールディングス	500	3,195.00	1,597,500	
アルプス技研	200	2,403.00	480,600	
オリエンタルランド	9,700	2,125.50	20,617,350	
ダスキン	400	4,085.00	1,634,000	
明光ネットワークジャパン	300	676.00	202,800	
ファルコホールディングス	100	2,512.00	251,200	
ラウンドワン	1,800	888.90	1,600,020	
リゾートトラスト	1,500	1,677.00	2,515,500	
ビー・エム・エル	300	3,495.00	1,048,500	
ユー・エス・エス	3,100	1,756.50	5,445,150	
サイバーエージェント	3,600	1,355.00	4,878,000	
楽天グループ	13,000	753.00	9,789,000	
テー・オー・ダブリュー	1,400	354.00	495,600	
セントラルスポーツ	100	2,290.00	229,000	
フルキャストホールディングス	200	1,506.00	301,200	
エン	300	1,243.00	372,900	
アイ・アールジャパンホールディングス	200	731.00	146,200	
Ｇｕｎｏｓｙ	600	524.00	314,400	
イー・ガーディアン	200	1,662.00	332,400	
ジャパンマテリアル	500	2,124.00	1,062,000	
ベクトル	400	1,302.00	520,800	

アサンテ	100	1,307.00	130,700	
M&Aキャピタルパートナーズ	200	3,530.00	706,000	
リクルートホールディングス	11,500	9,688.00	111,412,000	
エラン	400	701.00	280,400	
日本郵政	14,900	2,091.50	31,163,350	
ベルシステム２４ホールディングス	200	1,456.00	291,200	
鎌倉新書	500	458.00	229,000	
ソラスト	500	1,111.00	555,500	
ベイカレント	1,200	5,682.00	6,818,400	
Ｏｒｃｈｅｓｔｒａ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ	200	997.00	199,400	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	1,200	1,815.50	2,178,600	
キュービーネットホールディングス	100	1,303.00	130,300	
アンビスホールディングス	400	371.00	148,400	
カーブスホールディングス	500	850.00	425,000	
リログループ	900	1,972.00	1,774,800	
ＴＲＥホールディングス	400	1,498.00	599,200	
大栄環境	400	4,060.00	1,624,000	
日本管財ホールディングス	100	2,800.00	280,000	
クオンツ総研ホールディングス	300	878.00	263,400	
エイチ・アイ・エス	500	1,026.00	513,000	
共立メンテナンス	600	2,465.00	1,479,000	
イチネンホールディングス	200	2,128.00	425,600	
建設技術研究所	200	2,735.00	547,000	
燦ホールディングス	200	1,345.00	269,000	
東京都競馬	200	4,800.00	960,000	
カナモト	300	4,900.00	1,470,000	
ニシオホールディングス	200	3,840.00	768,000	
トランス・コスモス	300	3,705.00	1,111,500	
乃村工藝社	700	1,094.00	765,800	
セコム	3,100	6,479.00	20,084,900	
セントラル警備保障	100	2,540.00	254,000	
丹青社	300	1,364.00	409,200	
メイテックグループホールディングス	500	3,010.00	1,505,000	
応用地質	200	2,833.00	566,600	
船井総研ホールディングス	800	1,074.00	859,200	

ナック	200	499.00	99,800	
ダイセキ	400	4,215.00	1,686,000	
合　計	3,337,600		8,870,031,000	

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「（３）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に開示しておりますので、記載を省略しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2026年 6月30日現在）

Ⅰ　資産総額	9,339,129,678円
Ⅱ　負債総額	6,084,644円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,333,045,034円
Ⅳ　発行済口数	2,782,983,080口
Ⅴ　1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	33,536円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（４）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（５）受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

（７）質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額（2026年６月30日現在）

1,466百万円

発行する株式の総数：92,330株（普通株式92,328株、Ａ種優先株式１株、Ｂ種優先株式１株）

発行済株式総数：29,330株（普通株式29,328株、Ａ種優先株式１株、Ｂ種優先株式１株）

最近５年間における資本金の額の増減

・2021年９月３日に普通株式9,072株を消却、またＡ種優先株式１株およびＢ種優先株式１株を発行し２円増資。2021年９月８日に1,953,600,000円減資（資本金1,466百万円）

（注）Ａ種優先株式およびＢ種優先株式は議決権を有しません。

（２）委託会社等の機構

ａ．委託会社等の機構（委託会社等の意思決定機構）

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長１名を置くとともに、取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の３日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

ｂ．運用プロセス（投資運用の意思決定機構）

①　運用に関する会議等

１．投資戦略委員会

原則として月１回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

２．資産ポートフォリオ委員会

原則として月１回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク配分を決定します。

３．銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

４．運用リスク管理会議

原則として月１回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

５．プロダクトガバナンス会議

原則として年４回開催し、当社の金融商品の商品性検証等を踏まえた対応やプロダクトガバナンス体制にかかる事項について報告・審議を行います。

６．コンプライアンス委員会

原則として年４回開催し、ファンドの法令等（法令、協会ルール、信託約款等）の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

② 運用の流れ

１．運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

２．運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

３．運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2026年６月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

種類別（基本的性格）	本数	純資産総額
株式投資信託	271本	3,976,646百万円
公社債投資信託	55本	205,266百万円
合計	326本	4,181,913百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により、作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

２０２６年6月１７日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　堀　　敦　　哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の２０２５年４月１日から２０２６年３月３１日までの第３３期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の２０２６年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 （2025年3月31日）		当事業年度 （2026年3月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）		金額 （千円）	
（資産の部）					
流動資産					
現金及び預金	※１		16,704,152		17,381,616
分別金信託			100,000		100,000
有価証券			2,988		－
前払費用			514,878		583,693
未収委託者報酬			1,736,116		1,704,612
未収運用受託報酬	※１		1,854,222		4,313,628
未収投資助言報酬	※１		708,929		540,206
未収収益			－		4,288
その他			440,127		91,041
流動資産計			22,061,414		24,719,088
固定資産					
有形固定資産			792,130		730,813
建物	※２	557,557		548,169	
器具備品	※２	234,572		182,644	
無形固定資産			4,258		3,588
商標権		1,864		1,194	
電話加入権等		2,394		2,394	
投資その他の資産			1,702,118		1,985,856
投資有価証券		879,276		1,138,462	
長期差入保証金		361,748		356,321	
長期前払費用		10,524		5,422	
会員権		6,700		6,700	
繰延税金資産		443,869		478,949	
固定資産計			2,498,508		2,720,257
資産合計			24,559,922		27,439,346

		前事業年度 （2025年3月31日）		当事業年度 （2026年3月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）		金額 （千円）	
（負債の部）					
流動負債					
預り金			745,435		1,093,582
未払金			1,337,144		1,650,929
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3,132		3,132	
未払手数料		376,862		409,026	
未払運用委託料		947,419		1,228,217	
その他未払金		9,716		10,539	
未払費用			296,313		394,086
未払法人税等			613,191		1,408,645
未払消費税等			139,479		97,824
賞与引当金			458,842		471,178
流動負債計			3,590,408		5,116,247
固定負債					
退職給付引当金			325,011		297,927
役員退任慰労引当金			23,200		41,500
固定負債計			348,211		339,427
負債合計			3,938,619		5,455,674
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			1,466,400		1,466,400
利益剰余金					
利益準備金		366,600		366,600	
その他利益剰余金		18,711,133		19,956,248	
別途積立金		8,538,121		8,538,121	
繰越利益剰余金		10,173,012		11,418,127	
利益剰余金計			19,077,733		20,322,848
株主資本計			20,544,133		21,789,248
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			77,169		194,423
評価・換算差額等計			77,169		194,423
純資産合計			20,621,303		21,983,671
負債純資産合計			24,559,922		27,439,346

（２）【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）金額（千円）		当事業年度（自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬			7,415,109		7,057,944
運用受託報酬			7,089,765		8,843,373
投資助言報酬			6,188,291		5,808,015
その他営業収益			10		—
営業収益計	※1		20,693,175		21,709,333
営業費用					
支払手数料			1,380,532		1,479,385
広告宣伝費			103,122		82,741
調査費			1,608,111		1,783,330
調査費		1,563,042		1,727,914	
委託調査費		42,689		52,407	
図書費		2,378		3,008	
委託計算費			421,735		403,568
外部運用委託料			3,383,973		3,515,446
営業雑経費			217,346		240,948
通信費		77,575		83,585	
印刷費		82,139		94,696	
協会費		17,422		15,783	
諸会費		2,147		2,292	
その他営業雑経費		38,061		44,591	
営業費用計			7,114,821		7,505,421
一般管理費					
給料			3,052,483		3,373,001
役員報酬		108,399		106,927	
給料・手当		2,097,110		2,346,651	
賞与		376,031		429,944	
賞与引当金繰入額		458,842		471,178	
役員退任慰労引当金繰入額		12,100		18,300	
福利厚生費			396,902		439,450
交際費			14,527		17,364
旅費交通費			107,730		121,038
租税公課			168,643		176,685
不動産賃借料			440,141		443,245
役員退任慰労金			1,200		—
退職給付費用			119,350		130,331
固定資産減価償却費			117,965		105,576
業務委託費			812,212		893,870
諸経費			437,082		452,821
一般管理費計			5,668,239		6,153,386
営業利益			7,910,114		8,050,526

		前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）		当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）	
区分	注記 番号	金額 （千円）		金額 （千円）	
営業外収益					
受取配当金			58,724		68,764
受取利息			6,401		28,979
投資有価証券償還益			86		9,663
その他			2,379		2,505
営業外収益計			67,591		109,912
営業外費用					
支払利息			790		―
投資有価証券償還損			5,821		1,158
その他			1,761		2,206
営業外費用計			8,374		3,365
経常利益			7,969,332		8,157,073
特別損失					
固定資産除却損	※２		532		92
特別損失計			532		92
税引前当期純利益			7,968,799		8,156,981
法人税、住民税及び事業税			2,385,816		2,531,086
法人税等調整額			△4,287		△89,034
法人税等合計			2,381,529		2,442,051
当期純利益			5,587,270		5,714,930

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2024年4月１日　至　2025年3月31日)

（単位：千円）

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,305,932	20,210,654	21,677,054
当期変動額						
剰余金の配当				△6,720,190	△6,720,190	△6,720,190
当期純利益				5,587,270	5,587,270	5,587,270
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	△1,132,920	△1,132,920	△1,132,920
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,173,012	19,077,733	20,544,133

（単位：千円）

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	117,488	117,488	21,794,542
当期変動額			
剰余金の配当			△6,720,190
当期純利益			5,587,270
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△40,318	△40,318	△40,318
当期変動額合計	△40,318	△40,318	△1,173,238
当期末残高	77,169	77,169	20,621,303

当事業年度(自　2025年4月１日　至　2026年3月31日)

(単位：千円)

項目	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,466,400	366,600	8,538,121	10,173,012	19,077,733	20,544,133
当期変動額						
剰余金の配当				△4,469,816	△4,469,816	△4,469,816
当期純利益				5,714,930	5,714,930	5,714,930
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	1,245,114	1,245,114	1,245,114
当期末残高	1,466,400	366,600	8,538,121	11,418,127	20,322,848	21,789,248

(単位：千円)

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	77,169	77,169	20,621,303
当期変動額			
剰余金の配当			△4,469,816
当期純利益			5,714,930
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	117,254	117,254	117,254
当期変動額合計	117,254	117,254	1,362,368
当期末残高	194,423	194,423	21,983,671

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)　その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　3～50年

器具備品　3～15年

(2)　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権　　10年

３．引当金の計上基準

(1)　賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(2)　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3)　役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
※１　関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金　16,419,140千円 未収運用受託報酬　801,153千円 未収投資助言報酬　525,024千円 ※２　有形固定資産の減価償却累計額 建物　35,150千円 器具備品　238,216千円 合計　273,367千円	※１　関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。 預金　17,040,098千円 未収運用受託報酬　236,000千円 未収投資助言報酬　537,086千円 ※２　有形固定資産の減価償却累計額 建物　52,471千円 器具備品　284,730千円 合計　337,202千円

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益　8,801,341千円 ※２　固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品　532千円	※１　各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 営業収益　6,677,550千円 ※２　固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品　92千円

（株主資本等変動計算書関係）
前事業年度（自　2024年4月1日　　至　2025年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	－	－	29,328
Ａ種優先株式（株）	1	－	－	1
Ｂ種優先株式（株）	1	－	－	1
合計（株）	29,330	－	－	29,330

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（千円）	基　準　日	効力発生日
2024年6月24日定時株主総会	Ａ種優先株式	5,916,455	5,916,455	2024年3月31日	2024年6月25日
	Ｂ種優先株式	803,734	803,734	2024年3月31日	2024年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（千円）	基　準　日	効力発生日
2025年6月30日定時株主総会	Ａ種優先株式	3,744,811	利益剰余金	3,744,811	2025年3月31日	2025年7月1日
	Ｂ種優先株式	725,004	利益剰余金	725,004	2025年3月31日	2025年7月1日

当事業年度（自　2025年4月1日　　至　2026年3月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式（株）	29,328	－	－	29,328
Ａ種優先株式（株）	1	－	－	1
Ｂ種優先株式（株）	1	－	－	1
合計（株）	29,330	－	－	29,330

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（千円）	基　準　日	効力発生日
2025年6月30日定時株主総会	Ａ種優先株式	3,744,811	3,744,811	2025年3月31日	2025年7月1日
	Ｂ種優先株式	725,004	725,004	2025年3月31日	2025年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（千円）	基　準　日	効力発生日
2026年6月24日定時株主総会	Ａ種優先株式	3,603,606	利益剰余金	3,603,606	2026年3月31日	2026年6月25日
	Ｂ種優先株式	968,337	利益剰余金	968,337	2026年3月31日	2026年6月25日

（リース取引関係）

前事業年度 2025年3月31日	当事業年度 2026年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）（*2）	880,577	880,577	－
資産計	880,577	880,577	－

（*1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

当事業年度（2026年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券（*1）（*2）	1,136,775	1,136,775	－
資産計	1,136,775	1,136,775	－

（*1）「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払運用委託料」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

３．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品　　（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	－	1,136,775	－	1,136,775
資産計	－	1,136,775	－	1,136,775

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

４．金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年3月31日)　　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	16,704,152	－	－	－
未収委託者報酬	1,736,116	－	－	－
未収運用受託報酬	1,854,222	－	－	－
未収投資助言報酬	708,929	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	2,988	30,675	119,570	20,051
合計	21,006,408	30,675	119,570	20,051

当事業年度(2026年3月31日)　　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,381,616	－	－	－
未収委託者報酬	1,704,612	－	－	－
未収運用受託報酬	4,313,628	－	－	－
未収投資助言報酬	540,206	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	－	50,063	145,089	－
合計	23,940,064	50,063	145,089	－

５．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度（2025年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）
該当事項はありません。

（有価証券関係）
１．満期保有目的の債券
前事業年度（2025年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）
該当事項はありません。

２．その他有価証券
前事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	550,136	416,805	133,331
	小計	550,136	416,805	133,331
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	330,441	351,068	△20,626
	小計	330,441	351,068	△20,626
合計		880,577	767,873	112,704

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。
また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。
時価が取得原価の50%以下の銘柄
時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度（2026年3月31日）　（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	936,245	636,805	299,440
	小計	936,245	636,805	299,440
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	200,530	216,057	△15,527
	小計	200,530	216,057	△15,527
合計		1,136,775	852,862	283,912

（注）時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。
また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。
時価が取得原価の50%以下の銘柄
時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 2024年4月1日　　至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日　　至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表　（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	321,281	325,011
退職給付費用	49,445	50,303
退職給付の支払額	45,715	77,387
退職給付引当金の期末残高	325,011	297,927

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表　（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務	325,011	297,927
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	325,011	297,927
退職給付引当金	325,011	297,927
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	325,011	297,927

(3) 退職給付費用　（単位：千円）

	前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
簡便法で計算した退職給付費用	49,445	50,303

（税効果会計関係）

（単位：千円）

前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
ソフトウェア償却超過額　173,635	ソフトウェア償却超過額　205,087
敷金償却否認　3,426	敷金償却否認　5,137
会員権評価損否認　2,667	会員権評価損否認　2,667
電話加入権評価損　1,436	電話加入権評価損　1,436
繰延資産償却超過額　7,882	繰延資産償却超過額　18,998
賞与引当金　140,497	賞与引当金　148,515
役員退任慰労引当金　7,312	役員退任慰労引当金　13,080
退職給付引当金　102,242	退職給付引当金　93,906
その他有価証券評価差額金　6,491	その他有価証券評価差額金　4,894
未払事業税　36,758	未払事業税　75,688
その他　3,544	その他　3,920
繰延税金資産小計　485,895	繰延税金資産小計　573,333
評価性引当額　－	評価性引当額　－
繰延税金資産合計　485,895	繰延税金資産合計　573,333
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金　△42,025	その他有価証券評価差額金　△94,383
繰延税金負債合計　△42,025	繰延税金負債合計　△94,383
繰延税金資産の純額　443,869	繰延税金資産の純額　478,949
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。	本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。 当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

(収益認識に関する注記)
当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬を稼得しております。
１．　委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年２回、もしくは年１回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
２．　運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年１回あるいは年２回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
３．　投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年１回、もしくは年４回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)
［セグメント情報］

前事業年度（自 2024年4月1日　　至 2025年3月31日）
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2025年4月1日　　至 2026年3月31日）
当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

［関連情報］

前事業年度（自 2024年4月1日　　至 2025年3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報
投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

２．地域ごとの情報
(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	合計
17,087,895	3,605,280	20,693,175

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	9,253,165	投資運用業
Maples Trustee Services (Cayman) Limited	2,954,790	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,768,075	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度（自 2025年4月1日　　至 2026年3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ケイマン	ルクセンブルク	合計
16,125,443	5,583,890	9,170	21,709,333

（注）営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	7,333,622	投資運用業
Maples Trustee Services (Cayman) Limited	4,467,874	投資運用業
農中信託銀行株式会社	2,094,292	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1,683,445	投資運用業

（注）営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

［報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報］

前事業年度（自 2024年4月1日　　至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日　　至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報］

前事業年度（自 2024年4月1日　　至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日　　至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

［報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報］

前事業年度（自 2024年4月1日　　至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日　　至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2024年4月1日　　至 2025年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,817,427	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取（注1）	2,780,236	未収投資一任報酬	801,153
							投資助言報酬の受取（注1）	6,021,105	未収投資助言報酬	525,024

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

兄弟会社等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	農林中金バリューインベストメンツ株式会社	東京都千代田区	444	金融業	－	当社投資信託の外部運用委託	外部運用委託（注1）	786,741	未払運用委託料	311,277

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

農林中央金庫（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日　　至 2026年3月31日）

１．関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4,817,427	金融業	被所有 直接 66.66%	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約の締結 役員の兼任	運用受託報酬の受取（注1）	898,695	未収投資一任報酬	236,000
							投資助言報酬の受取（注1）	5,778,855	未収投資助言報酬	537,086

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

兄弟会社等

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	農中信託銀行株式会社	東京都千代田区	20,000	金融業	－	当社投資信託の購入・募集・販売の取扱、投資一任契約等の締結、投資助言契約等の締結	運用受託報酬の受取（注1）	2,074,812	未収投資一任報酬	2,072,150

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

属性	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	農林中金バリューインベストメンツ株式会社	東京都千代田区	444	金融業	－	当社投資信託の外部運用委託	外部運用委託料の支払（注1）	706,043	未払運用委託料	338,884

（注1）取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

農林中央金庫（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
１株当たり純資産額	346,281円04銭	350,279円07銭
１株当たり当期純利益金額	－銭	－銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	20,621,303	21,983,671
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	10,465,572	11,710,687
（うちＡ種優先株式優先配当額・Ｂ種優先株式優先配当額）	(5,587,270)	(5,714,930)
（うちＡ種優先株式未分配配当額・Ｂ種優先株式未分配配当額）	(4,878,302)	(5,995,756)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	10,155,730	10,272,984
１株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	29,328	29,328

３．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）	当事業年度 （自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）
当期純利益金額（千円）	5,587,270	5,714,930
普通株主に帰属しない金額（千円）	5,587,270	5,714,930
（うちＡ種優先株式優先配当額・Ｂ種優先株式優先配当額）	(5,587,270)	(5,714,930)
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	－	－
普通株式の期中平均株式数（株）	29,328	29,328

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託者は「金融商品取引法」の定めるところにより利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について

該当事項はありません。

（２）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

ＪＡ ＴＯＰＩＸオープン

約 款

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、配当込みTOPIXの動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 株式への投資にあたっては、原則として配当込みTOPIXに採用されている銘柄の中から、300銘柄以上に分散投資を行います。

② 株式の組入比率は、高位を保ちますが、運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。株式以外への資産の投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

③ 配当込みTOPIXに連動する投資成果を目指すため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超える場合があります。

④ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式の貸し付けを行うことができるものとします。この場合の貸付先は、次の第1号から第3号までの条件のうち、いずれかを満たすものとします。

1. ムーディーズの長期格付でＡ３またはスタンダード･アンド･プアーズの長期格付でＡ-以上の格付を取得している場合
2. 第1号の条件を満たさない場合で、かつ、当該貸付先の親会社または持株会社が第1号の格付を取得している場合
3. 第1号または第2号に準ずると委託者が判断した場合

なお、当該貸付先が上記第1号から第3号までの条件のいずれも満たさなくなった場合（上記第1号に規定された格付会社が貸付先またはその親会社もしくは持株会社について格下げを検討している、または検討する予定である旨を発表し、かつ、格下げが実施された場合に当該格付が上記第1号の条件を満たさなくなることが確実である場合を含

みます。）には、当該貸付先に対する新規貸付を中止し、貸付株式がある場合にはこれの返還請求を速やかに行うものとします。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑥ 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ （削除）

④ 有価証券先物取引等は、約款第22条の範囲で行います。

⑤ スワップ取引は、約款第23条の範囲で行います。

⑥ デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)　分配対象額についての分配方針

利子・配当収益を中心に、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

(3)　留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

ＪＡ ＴＯＰＩＸオープン約款

（委託者および受託者）

第1条 この信託は、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、農中信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金5,044,270,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第2条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第7項、第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による信託終了の日までとします。

（当初の受益者）

第4条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第5条　委託者は、第2条第1項の規定による受益権については5,044,270,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③　（削除）

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第6条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③　（削除）

（信託日時の異なる受益権の内容）

第7条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第8条　この信託の受益権は、平成19年１月４日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替

機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年１月４日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年１月４日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の取得単位および価額）

第10条 委託者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、１万円以上１円単位をもって取得の申し込みに応じることができます。ただし、第41条第3項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得に限り、１口の整数倍をもって当該取得の申し込みに応じることができます。

② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定めるＪＡ ＴＯＰＩＸオープン累積投資規定（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込は、１口の整数倍をもって応じることができるものとします。

③ 前2項の取得申込者は委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、第5項に規定する手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、１万口につき１万円に、第5項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定めることとします。

⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が第41条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第34条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第11条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第12条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（無記名式の受益証券の再交付）

第13条 （削除）

（記名式の受益証券の再交付）

第14条 （削除）

（受益証券を毀損した場合等の再交付）

第15条 （削除）

（受益証券の再交付の費用）

第16条 （削除）

（運用の指図範囲）

第17条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 株主割当により取得する新株予約権証券または新株予約権付社債券
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
7. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式および新株予約権証券については、この限りではありません。

（同一銘柄の株式への投資制限）

第20条 （削除）

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計額を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株 券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第22条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号

ロに掲げるものをいいます。）と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

② 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受け取り金利または異なった受け取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約などの事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸し付けの指図および範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を、貸付時点において、銘柄毎の貸株残高株数が、信託財産で保有する当該銘柄の総株数（貸株残高株数を含みます。）の80％を超えない範囲内で貸し付けの指図をすることができます。なお、貸付先は、別に定める運用の基本方針に鑑み、委託者が適格と認めるものに限るものとします。

② 前項に定める限度を超えることとなった場合には、委託者は、速やかに超過株数に相当する貸付株式の返還請求を行うものとします。

③ 委託者は、第1項に定める株式の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。この場合の担保は現金または国債証券に限るものとします。なお、委託者は、受け入れ

た担保が現金の場合は、第17条第2項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（保管業務の委任）

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第26条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借り入れ）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却などによる受け取りの確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％以下

③ 前項の借入期間は、有価証券などの売却代金の入金日までに限るものとします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立て替え）

第33条 信託財産に属する有価証券について、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第34条　この信託の計算期間は、毎年５月26日から翌年５月25日までとします。ただし、第１計算期間は、平成10年６月25日から平成11年５月25日までとします。

②　前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第35条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　（削除）

（信託事務の諸費用）

第36条　信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等に相当する金額を含みます。）等の、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　前項における信託財産の財務諸表の監査に要する費用は第34条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中より支弁します。

③　前項における信託財産の財務諸表の監査に要する費用の計算は、平成12年5月26日より開始する計算期間より適用するものとし、当該計算期間の末日より当該費用を信託財産中より支弁するものとします。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第37条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第34条に規定する計算期間を通じて毎日、次の1号の額に、2号の額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の55の率を乗じて得た額。
2. 第24条第1項の規定に基づく信託財産に属する株式の貸し付けにかかる品貸料（貸付株式から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に100分の45以内の率を乗じて得た額。但し、株式の貸し付けにあたって、担保とした現金を受け入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収

益を加算し、貸付先に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数の場合は零とします。）に100分の45以内の率を乗じて得た額。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第38条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その 残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第39条 （削除）

（委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関）

第39条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第40条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第41条第1項および第4項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金（第43条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）については第41条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第41条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年１月４日以降においても、第42条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 委託者は第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第8条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかか

る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

⑤ 一部解約金は、第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、５営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項（第2項および第3項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第42条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第43条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に10,000分の30の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 平成19年１月４日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年１月４日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年１月４日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が５億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑨ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑩ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第7項の信託契約の解約をしません。

⑪ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑫ 第9項から第11項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第9項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（質権口記載又は記録の受益権の取り扱い）

第43条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第44条 委託者は、第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から第5項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取り消しなどに伴う取り扱い）

第46条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信

託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い）

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ （削除）

（受託者の辞任および解任に伴う取り扱い）

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更）

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

（反対者の買取請求権）

第49条の2 第43条に規定する信託契約の解約、第44条に規定する信託契約の解約または第49条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第9項、第44条第3項または第49条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

② 前項の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

（信託期間の延長）

第50条 （削除）

（公告）

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（運用状況に係る情報の提供）

第51条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（信託約款に関する疑義の取り扱い）

第52条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（付則）

第1条　第41条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第2条　平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条、第11条から第16条まで、第39条の2の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成10年6月25日（信託契約締結日）

NZAM

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社